

日程第1 一般質問

5番 村田 豊

- (1) リニア中央新幹線が中川にどんな影響があるか
住民への情報公開と話し合いをどう進めるか
また、中川としての対応やビジョンへの取り組みは

4番 山崎 啓造

- (1) 先般3期目出馬を表明されましたが、8年間で振り返りながら以下の事柄を村長にお聞きします

6番 湯澤 賢一

- (1) 消防広域化の問題点について

1番 中塚 礼次郎

- (1) TPP交渉参加表明断固阻止の取り組みについて
- (2) 農業後継者対策・農業生産維持、拡大に向けた取り組みについて

8番 柳 生 仁

- (1) 曾我村政の8年を振り返って
- (2) 今年も4月から、新一年生の通学が始まる、通学途上など子供の安全確保は

6番 大原 孝芳

- (1) 災害弱者情報共有へどのように取り組むか

出席議員(9名)

- 1番 中塚 礼次郎
- 2番 高橋 昭夫
- 4番 山崎 啓造
- 5番 村田 豊
- 6番 大原 孝芳
- 7番 湯澤 賢一
- 8番 柳 生 仁
- 9番 竹沢 久美子
- 10番 松村 隆一

説明のために参加した者

村長	曾我 逸郎	副村長	河崎 誠
教育長	松村 正明	総務課長	宮下 健彦
会計管理者	宮澤 学	住民税務課長	北島 眞
保健福祉課長	玉垣 章司	振興課長	福島 喜弘
建設水道課長	鈴木 勝	教育次長	座光寺 悟司

職務のために参加した者

議会事務局長 中平 千賀夫
書 記 松村 順子

平成25年3月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成25年3月12日 午前9時00分 開議

○事務局長 　ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席)

○議長 　おはようございます。(一同「おはようございます」)

　ご参集ご苦労さまでございます。

　ただいまの出席議員数は全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

　本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

　日程第1　一般質問を行います。

　通告順に発言を許可します。

　5番　村田豊議員。

○5番 　(村田　豊)　それでは、さきに通告をいたしました1問についてお聞きをしたいと思えます。

　さきに議長許可を得まして、また、大鹿村のほうの許可もいただいておりますが、最近、行いました懇談会資料の参考に、資料を参考に提示をさせていただきましたので、この中から一部も含めて質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

　私は、リニア中央新幹線が中川にどんな影響があるのか、また、こういったことに対して住民への情報公開と話し合い等をどう進めるのか、それからまた、これに対して具体的には中川としてどのような対応等の取り組みをしていく必要があるのかということについてお聞きをしたいと思えます。

　特に、リニア中央新幹線の対応というのは、中川も既に目の前に来ているというふうに思えます。

　南信地区では、リニアの工事の影響の少ない町村等々が非常に多いわけですし、そういった皆さんは、開通後、あるいは開通まで、それまでのリニアのアクセスだとか、そうした上の交通体系の整備やスマートインター、また、経済効果というようなことをねらったような企業誘致、観光、大学の誘致等々、地域の発展のための論議が中心であるというふうに見受けられます。

　中川の皆さんは、恐らく27年度、これから15年くらい先がリニアなのかなあというふうな、まだ遠いような感じを持っておられるかと思えますが、もう目の前に来ているということ、やはり理解をしてもらう必要があるんじゃないかなあというふうに思えます。3年～4年後には中川としてどんな影響が出てくるのかということを感じている人は、まだ少ないというふうに思えます。

　行政として、リニアの情報等が相当入って来ていると思えますが、中川としての対応等を検討して、どう対処をしていくかというようなことを判断をして、行政としての行動を起こす、これは責務があるというふうに思えます。

下伊那では既に相当の話し合いや取り組みがされております。そういう点では、中川の場合、ちょっとおくれたんじゃないかなあということを感じております。

　村として最新の情報が入ってきているなら、庁内の職員での検討会等々をもちながら、議会としても、当然、対応策等も、これは並行して考えていく必要があると思えますけれども、これは25年度にすぐ取り組むことではないかなあというふうに思えます。

　ことしの秋には、その大鹿のA3の紙、初めのうちにもありますように、秋には、大体、ルートと路線と、それから事業計画等が示されるということが言われております。

　特に、大鹿の場合には、2年ほど前から相当取り組みをしておりまして、このお配りした資料は、住民懇談会で、2月の18日19日に2カ所で開いて、300人弱というような人が集まって、具体的な意見や要望、それから質問等々の討論がされたようでして、これを踏まえて、既に2回ほどの、上部への、県、JR東海、含めて、要請活動が進められております。

　具体的に中川として、住民への的確な情報公開で情報を住民の皆さんと共有をしながら、具体的な対応策を進めていける25年度にする必要があるというふうに思えます。

　そこで、国、JR東海等の県を含めた動きですけれども、特に、このことは既にご承知のとおり、23年の5月に国から具体的な事業主体等がJR東海ということを示され、Cルートが決定をされました。その折に、概要の計画の内容であるとか、県内路線の、3km幅ですけど、そういった概要図、環境評価だとか影響項目等々の手続、流れと着工というようなタイムスケジュール等々が、大枠が示されました。これを受けて、県として中央新幹線の建設促進長野県協議会が開かれて、JR等の諸条件に適切な対応をしていくということが確認をされ、早期着工をしていくというような方向づけがされております。

　そこで、1番目として、特に南信地区ではどんな取り組みがされてきているのかということを確認をしながら、村長の考え方等、お聞きをしたいと思えますが、質問の中には、最初に郡、伊南となっておりますが、上伊那広域連合、そして伊南の場合には下伊那より取り組みがおくれているわけですし、飯伊、南信州広域連合のほうは相当進んでおりますので、先に飯伊関係の点についてお聞きをしたいというふうに思えます。

　南信州の広域連合では、22年度から具体的な検討をしております、見てみますと、23年24年につきましては、ほとんど毎回の定例会、それから全協等で検討が加えられております。昨年度は九州新幹線と東北新幹線等の視察が行われたという方向がされておまして、昨年12月から期成同盟会の中で具体的な決議がされているということですが、こうした南信州広域連合の動き、概要は、村長、承知を、これ以外のことを含めて、されておられますでしょうか。

○総務課長 　私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

　議員がおっしゃられましたのは、飯伊地区での動きをつかんでいるかというような

ご質問かと思えますけれども、飯伊地区での動きがどういふふうになっているかについて、逐一、報告、あるいは、こちらのほうで調べておりませんものですから、上伊那広域連合を通じて、どうであるかということを知ること、それから、最近、ご質問いただいておりますので、これらの中で、最近、調べたことについて、ちょっと申し上げたいと思います。

まず、飯伊地区につきましては、リニア中央新幹線の建設促進に係る飯伊連絡調整会議というのが母体になっておろうかというふうに思っております。

昨年に入りまして、長野県知事のほうから環境影響調査についての方法書が提案をされ、それに基づいて環境影響調査に入っているわけでありまして、そのことも含めまして、昨年の2月16日に、まず、調整会議が設置をされたということであり、上伊那広域連合にも参加の呼びかけが、このときにはありました。この段階では、下伊那の中でも駅位置論議でまとまっていないこと、ほかの他の広域連合が参加する場が飯伊連絡調整会議の設置要綱の中では明記されていないというようなことを理由にしまして、参加については時期尚早ということで見送りをさせていただいた、模様眺めということでございます。

以降、6月19日に飯田消費生活センターで第2回の大きな会議を開いているということは認識しております。この会議の中では、先ほども議員もおっしゃっていただきましたが、3km幅でのルート、それから半径何km以内での駅の位置ということで、おおよその推計はされるものの、それがことしの秋にならないとはっきりしないということで、関係市町村としては非常に情報が少ないということを訴えている場面が非常に多いということと、JR東海からは、環境影響評価を、今、調査をやっているというような話、それから、県のリニア推進対策室のほうからは、廃土が出たら、それに関しての、その利用を、ぜひ、将来、考えてほしいというような話を中心でありまして、どうも余り踏み込んだ話はなかったようであります。

その後、6月19日の会議の後、ご存じのとおり7月13日には、これは、下伊那について、飯伊の広域連合の主催ではありませんけれども、環境影響評価をめぐってのJR東海とリニアの中央新幹線の促進長野県協議会の説明会が飯田市のほうであったという、大きなところでは、そんなようなところでとらえているということでございます。

○5 番 (村田 豊) 今、概要説明をいただきました。こうした南信連合の動きの中で、昨年の2月のときでしたか、議事録を見ますと、県が、こういった席へ参加をされて、長野県総合交通ビジョンというような体系についての説明があったようです。このことについては、上伊那でも説明を、連合長会等を含めてやられて、意見交換をされておられる、この点について、どのような、村長として、策定等の内容を含めた、概要で結構ですので、感じを持たれたかをお聞きをしたいと思います。

○村 長 伊那の地方事務所、上伊那地方事務所のほうで集まりがあって、そういう組織をつくって総合ビジョンというのを考えていくというようなご説明が県のほうからありました。

ただ、そういう体制をつくって、これからやっていくんだというふうな、プランの中身というよりも、どちらかという、これからの取り組みの方向性というような、そういうお話だったかと思えます。

県からはですね、リニアの推進室の方、何回も来ていただいたりということも、最近、ございまして、若干のお話を聞いているところがございますけれども、なかなか、県としても、JRさんのほうからの概要、計画の詳細というのが、なかなか見えてこないというような中でですね、どういふふうにしていったらいいのかというふうなことを苦慮をしているというような部分があるかと思えます。

リニアについてはですね、それによる効果を期待する部分と、それから、工事ですとか、それによるいろんな影響のほうを心配する部分と、両方、ポジティブな面とネガティブな面と両方あるかと思うんですけども、どちらかという、全体的には期待感のほうが強いかというふうに、それによって経済効果をどう上がるのか上げることかというふうなお話が多いかと思えますけれども、そちらのほうについても、いろいろ、そういう期待を込めた集まりなんていうの、あるみたいですけども、なかなか実態が見えてこない中で、具体的な計画をつくるのは進んでおらないというふうな印象を持っております。

それから、心配する声につきましても、議員がおっしゃいましたとおり、特に大鹿村なんかは、あの狭いところの中で大量のずりが出てきますし、また、いろんな工事機材の搬入、設置工事等々があって、どういふ影響があるのかというふうなことを大変心配する声強い、中川村も同様でございますけれども、一体全体どんな形でやっていくのかという、いろんな推察の声はあります。こんなふうにするのではないか、ああするのではないかというようなお話はありますけれども、今もって、JRさんのほうから、こういう計画で、機材の搬入をする、土砂の搬出をするというようなところの説明はございません。早々にあるのかもしれないけれども、今のところ、まだ、ないというふうなことで、また、その辺の工事に伴う環境整備につきましてもですね、じゃあ、県とJRと、どんなふうな形で役割分担をしてやっていくのかというふうなお話ですね、まだ全然進んでおらないというふうなことを聞いておりますので、じゃあ、何か、こういう部分を気をつけてほしいというふうな要望につきましても、県のほうにすべきなのか、JRにすべきなのか、そもそも、どこをどういふふうにやっていくつもりなのかというふうなところが見えていないというふうな状況で、こちらのほうからは、県のほうに対しても、JRさんのほうに対しても、木曾谷も含めてですね、集まって、みんなで問題点を挙げ、確認というか、要望したときなんか、大方が、こう、期待感の中で、中川村としては、その工事による影響という部分で、計画を早く出してほしいということをおっしゃってきたつもりですけども、今のところ、まだ、どういふ形で工事を進めるか等々のお話はご説明をいただいていないというような状況でございます。それを早くいただきながら、それによってどういふ影響があるのか、あちこち、ずりが欲しいという話もありますけど、欲しい、欲しいばかりで、そこまで運んでいくのは、どうしても、中川なり、どこかを通ることになるか

と思いますから、その辺の影響についても、しっかりと物申し、また、住民の皆さん方とも声を合わせて、中川の中にいろんな迷惑のかからない——かからないというか、非常に少ないような方策を講じてもらうように、住民の皆さんと一緒にですね、声を合わせてやっていかななくてはいけないなというふうに思っております。

○5 番 (村田 豊) それじゃあ、下伊那、特に豊丘、大鹿と飯田市もそうですが、取り組んでいる内容について承知しておられるかどうかということ、今、ちょっと寂しかったのは、どういうふう、細かいことがわからないから、言ってみれば足踏みをしているんだというような村長の答弁であったわけですが、ちょっと、何か少し速度がおくれているかなあということを強く感じました。

きょうは、参考までに、大鹿の村の役場の許可を得て、この資料を提示をさせていただきました。A3、裏表刷りで3ページのもので、これについては、村長、承知をしておられますか？そして、これを生かすようなことを考えておられますでしょうか。この物です。

○村 長 大鹿村とは連携をしながら進めていかななくてはいけないということで、これについては承知をしております。

また、大鹿村さんが説明会、地元説明会を、地元の中からも大変心配する声があるということで、説明会をしたということではございますけども、なかなか。これをよく読んでいただければ、本当に具体的なJRからの話という部分よりも、推察の部分も多いし、現時点での状況というふうなところが大半を占めているのではないかと思います。その中で、住民の皆さん方と一緒に、こういうふうなことになるかもしれないし、どういうふうになるのかというふうなことを、何ていうかな、きちっとしたJRの説明以上のことにも踏み込みながら、いろんな推察を交えて考えていこうという姿勢ということだというふうに思います。

中川としては、もう少ししっかりとした情報なり説明を把握した上で、説明をしていただいた上ですね、きちっとした形の体制づくり、地域の皆さん方と一緒に声を上げて、それに対して対処していくということをしていかななくてはいけないということ。

○5 番 (村田 豊) 実は、これ、この資料については、お聞きをしますと、恐らく柳島村長が当選を改めてされた後であいさつ回りに来られたときじゃないかと思いますが、私も、この資料を提示させていただきたいということを副村長の長尾さんに確認をさせていただいた時点では、村長さん、副村長さんには資料を渡してありますよということをお聞きをしました。そういう点では、内容は、恐らく熟読されているというふうに思います。

そこで、特にこの中で、細かい点は申し上げませんが、1枚目2枚目の、私なりに丸印で数字を打ったところは、やはりポイントになるところかなあというふうに感じますが、大鹿の場合には、既に意見書を、県、JR東海、そしてまた3回目の要望書を出しているわけですね。それで、具体的に、一番最後の、こういう図面、地図、図面ルート等々を見ていただくとわかると思いますが、特に一番問題になるのは、私は、

リニアの工事に対して、大鹿、中川が非常に、言ってみれば、早い時期から、交通、あるいは生活での、交通面含めて、生活への影響が出ているということが非常に懸念をされるわけですし、ここの点線が、こう、示されておりますが、点線の中に、話を聞きますと、大体5kmごとに斜坑を掘ると、赤石山脈の下は掘れないんで、この釜沢の、この上まで、上まで斜めに出してくるような斜坑を1つ掘り、また、この釜沢のところから、図面上は、搬出ルートも、具体的に村として予想をされることでしたので、ルートを大体、予定ルートを決めて懇談会にかけられたと、確かに、村長、言われたように、あくまでも、まだ、はっきりした決定ではないんですけど、JRから言っていることは、トンネルですと通って、22km、そして豊丘のところは10kmあるんですけど、それを全部、先端まで持って行って、廃土はしないと、5kmごとに斜坑を設けて、必ず廃土をすると、ということは、豊丘の要求は、大鹿の要求は、トンネルで通ってほしいということをおっしゃっていますが、どっちにしても土は出てくるということが言われております。この説明の中でも、私もお聞きをした中では、大体300万t前後のものが出てくるだろうと、斜坑のものを含めると、それ以上になるだろうということが言われているわけですし、この間も県へ行った帰りの中で、後段の会議の中で高橋県議等々が言われたのは、1時間に多ければ50台前後の台数のダンプが通りますということをおっしゃっています。大鹿では1割～2割くらいの残土処理ができそうもないということになると、このルートから言って、大鹿の中は、非常に、距離、短いです。ここから先が16km、松川のインターまであるわけですが、ここの主なところの迷惑、ダンプ等々の交通に対して迷惑を——迷惑というか、非常にこうむるのは中川です。恐らく搬出してきたダンプが国道へは入らないということをおっしゃっていました。とすると、どこを通るかといえば、竜東線を走って駒ヶ根等で残土の希望が出ておりますので、駒ヶ根等へ運ぶという交通ルートが非常に有力だということ等で、こういった資料を示されて検討をしているわけですし、そういう点では、懇談会の中で出た内容等々がここに示されておりますし、また、村のコメントも出ておりますが、中川として、早急に、この大鹿線、松川ルートですか、これに対する改良だとか、あるいはまた住民の、ダンプが通ることになれば理解を得なきゃならないというふうに思いますが、そこらのところは、また、後段で、ちょっと考え方をお聞きをしたいと思いますが、特に、この中で、残土処理の希望町村等々について、この点についてだけですが、承知をしておられますでしょうか。また、どんな内容を聞いていただけるかということをお聞きしたいと思います。

○総務課長

残土処理につきましては、正式には今年の7月26日に上伊那地域のリニア中央新幹線に関する県・市町村連絡会というやつの上伊那版が設立をされました。私、出席をいたしました。その中で、上伊那の8市町村の企画担当の課長、それから広域連合、上伊那地方事務所の地域政策課、伊那建設事務所整備課をメンバーにしまして連絡会が開催をされたということでもあります。この中で、残土が出る場合を想定しまして、残土につきましては、運搬についてはJR東海のほうでやりましょう、ですが、その後の敷き均しですとか利用、具体的なものはそれぞれの希望市町村でやってください

ねというお話がありました。そこ、どのぐらい土量が出るのかという話も、実は、北陸新幹線を、今、建設しております、飯山のほう、ずっとトンネル工事しております。そちらでの利用例と、出排土される量は似たような量であるというような話がございまして、ただ、それだけであります。それ以降については、残土の処理について、具体的にどうしましょうとか、あるいは市町村の希望はということも特に挙がってはおりませんが、具体的に中川村でどうかという話に考えたときに、ちょっと、これは、庁内できちんと検討をしたわけではございませんけれども、残土の利用はいかがなものかなという、利用があるのかという、ちょっと、個人的には疑問を感じているところであります。

○5 番 (村田 豊) 概要はつかんでおられるということであれですが、特に下伊那のほうで、もう1町村、豊丘の場合ですが、豊丘には、一昨年、役場の中にリニア対策室ということで対策室を別に設けられたようです。そして、特別委員会が議会としても設置をされたというようなことで、こういう点から見ると、後段でお聞きをしますが、ちょっと中川のテンポが、はっきり言って遅いというふうに感じます。

2点目として、広域連合、あるいは伊南行政の話合いが具体的に行われているかということをお聞きをしたいと思います。

概要内容で結構ですので、広域連合でどんなような討議が今まで——今までというか、つい最近されたのか、あるいはまた伊南行政で、最近において、そういった話がされたのか、概要をお聞きをしたいと思います。

私が広域連合の議事録を見た中では、当初、Cルートが決定する前で、ほとんど伊那の議員の皆さんがBルートに対する具体的な質問をしたりして活発な討議をしておりますが、以降については、連合長のあいさつのときに、本当、簡単に触れられておられる程度と、あるいはまた、この伊南の場合には、議事録等が、ちょっとはわかりませんが、伊南の場合は余り討議が具体的にされているというふうには見受けませんが、最近どんな討議がされたか、広域連合と伊南行政の場合の。

○総務課長 事務的な面について私が承知をしているところについて申し上げたいと思います。

まず、議員がおっしゃられましたとおり、最初には、平成24年の2月の、昨年2月ですね、上伊那広域連合の定例議会の中で白鳥連合長の発言があったということであります。その前に、何人かの連合議員の中から質問があったということを受けまして、昨年の4月10日にリニアの将来ビジョンを検討する場として、広域連合の正副連合長会で、これを決定をいただいておりますけれども、上伊那地域将来ビジョン策定会議というものを立ち上げてございます。これは、ごく関連した事務担当者の会議でありますけれども、これは単にリニア新幹線を建設して残土、廃土をどうするかということばかりではなくて、上伊那という地域、位置柄、やはり全体の、そのリニアができる駅とのアクセス、道路の整備、それから物流や交流人口を増やしていくための関連する道路をどうやって将来にわたって整備していくかというようなことを中心にした事務担当者の会議でありまして、8月に1回、昨年の8月ですけれども、会議を

しているということでありまして、具体的にアンケート調査をどうするかとか、そういうことにはなっておりません。

それから、先ほども申しましたとおり、7月にはリニア中央新幹線に関する市町村連絡会が立ち上がっております、これについては、昨年は2回ほど会議があったというふうに記憶をしております。

それから、伊南の行政での話し合いはどうなっているかということでございますけれども、伊南行政組合につきましては、し尿処理ですとか不燃物のごみの収集、処分、それから基幹病院である昭和伊南総合病院の設置と運営ということを目的とした一部事務組合でありまして、リニアの中央新幹線についてどうするかということ話し合うという場ではないというふうに考えております。

それから、上伊那地域全体の将来構想をどうやって描いていくのかということに、広域連合としては、そういうかかわりのほうに重きを置いておりますので、伊南行政組合傘下の4市町村でリニアの中央新幹線関連の話題について話し合うということは今のところないということでございます。

○村 長 リニアに関しましては、今、総務課長のほうからお話ありましたように、上伊那につきましても、それから伊南につきましても、どちらかという、それにあわせて飯田線をどのように、今、逆に駅員さんをなくすみたいな話がありますが、そうじゃなくて、リニアにあわせて飯田線の活用、便利さをもっと上げていくようなことを、運動をしようとかですね、あるいは道路のお話とか、そういう、先ほど言ったポジティブか、その前向きか、心配するほうか、どちらかという、これにあわせて前向きにやっっていこうというようなお話が、どちらかという多いかというふうに思います。

それで、議員がお出しになった、その大鹿村もですね、地図にあるとおり、この生活圏のただ中を、恐らくダンプカーが通っていく、それも、今のところ、まだ、はっきりわからないけど、今、斜坑がとか、いろんなお話がありましたけれども、いろんな話から想像して、消去法でいくと、恐らく松川インター大鹿線を使うしかないのではないかというような、そういう消去法による推測、空けたトンネルの中で出すのではないかとみみたいな話もありましたけれども、なかなか、現実的なことを考えていくと、そういうふうなところしかないのかなというふうな、今のところ、推測の域を脱していません。JRさんのほうから、そういうふうにするのでというふうな形で中川村のほうに直接話があったわけではございませんので、その推測に基づいていくと、大鹿村さんも、生活に、学校に行ったり病院に行ったり、村の中での生活にも不便だし、また、あの大鹿の一番大事な観光の面でもですね、大きな影響が出るかというふうに思います。松川インター大鹿線ということになれば、中川村にとってもですね、四徳とか桑原方面の観光的なことにも影響があるだろうし、それから、小渋ダムの運営にですね、支障があるのではないかとですね、当然、あの道路が、そこにダンプカーが通ったりすると大変なことになって、交通の妨げになる、それは大鹿村さんの、大鹿から出るにも妨げになるし、小渋砂利のダンプカーとのせめぎ合いはどうなるのかとかですね、いろんなことが出てきます。それから、柳沢の三軒家というところが、

その松川インター大鹿線に接してですね、あるわけですが、そこにおける住環境に、例えば振動ですとか、音とかですね、ほこりとかですね、そういうふうなものが影響が出るのかどうなのか、それから、渡場まで出てくることになるわけですが、そこへの影響、そしてまた、渡場から、そのずりがどこに運ばれるのかというふうなことになる、その行き先によってはですね、竜東線に行った——もし、行ったとしたら、竜東線の先をどこをどうなっていくのかとかですね、その先に至るまで、いろいろ心配なこと、物申さねばならないことは山積しているなというふうに思っております。ただ、一番の最初のところの部分がですね、いまだ、まだ、その運び出し方法については、その現場と伊那谷とを結ぶのは松川インター大鹿線しかないのではないかなあという推察であるというところから、そういう状態でございますので、まだ、具体的にですね、じゃあ、こうするんだ、じゃあ、ずりはどっちに、南のほうに運ぶんだ、北に運ぶんだ、153号線を使うんだ、竜東線を使うんだ、あるいはほかの運搬方法を使うんだというふうなところも、まだ、見えてきておらない、報告がないという状況でございますので、大変村民生活に与える影響を危惧しているというところはありますけども、具体的に、ああせい、こうせいと、まだ言えない、早く状況を知らせろということしか言えない状況です。

上伊那広域連合とか、それから伊南との連携ということよりも、この件に関しては、やっぱり大鹿村さんと、その利害が一致している点が一番多いので、この件については、大鹿村の皆さん方と一体感を持って当たっていくほうが、上伊那広域連合、あるいは伊南で動くよりも、もっときめ細かく、もっと素早い動きができるのではないかなというふうなことは考えております。

○5 番 (村田 豊) 大鹿の皆さんは、相当、内容を、こう、何ていうか、情報を聞き出しをして、推測とはいっても、ほぼ近いような部分での対応がされているというふうに感じられます。

特に斜坑等について、あるいは掘削について、この下側のほう、豊丘のほうから掘る、豊丘に虻川という非常に高い橋があつて、川がありますが、そのあたりへ1カ所、出さざらうと、そしてまた、もう5km行った先のところへ、斜坑というか、出さざらうということをおっしゃっております。これは、先日も県へ行った折に高橋議員に言っておられましたが、高橋県議は、この工作道というか、調査道というか、そういったものをトンネルにあわせて掘るんだけど、それを使って、全部、廃土をということをおっしゃったようですが、JRも県も、それは無理だと、そういったものについては無理なんで、斜坑から出した土を、搬出を現状の交通網を通じて、交通ルートを通じてやるということをはっきり言っておられるということから、豊丘の場合は、ここで示したように、赤石荘のある釜沢のところから大西山のほうを通過して、この大河原の住宅、商店街を通らないで、川の中を通して、こういう搬出をするということまで具体的に、もし、そういうことが確定したときには、やっていきたいと、必ず下側から、斜坑なんで——斜坑というか、上がり、ここの部分は上がり線なんで、下、豊丘は下から、この大鹿も下から掘るというようなことまでは確認をされているということですので、

そんな点は、ぜひ、おくれないうようにお願いしたいと思いますし、このことから、豊丘のほうの話、聞きますと、もう、豊丘では、喬木と連携組んで、あそこ下の舟下りをするところの橋、何て言われましたかね、あの豊丘との、飯田と境のところも既に家屋をどかして、竜東線を拡幅して、廃土ができるようなルートまで検討が始まっているというようなこともお聞きをします。

そういうことで、その3番目として、工事に伴う周辺地区への影響と対応ということですが、今、村長のほうからは、中部伊那のことだとか上部組織の連携の話がありましたが、質問の中でお答えをさせていただこうと思いましたが、出てきたわけですが、先ほど申し上げましたように、大体200万^m³~300万^m³、場合によっては、もっと出るかもしれないと、しかも、この地図の中にありますが、一番、この左上の小日影山という、ここには銅山があるようですが、銅山鉱脈を通過していくというようなことで、多少、環境への負荷だとか、廃土に対する配慮ということが必要だというようなことも言われておりますが、特に、この中で、私、一番心配するのは、どっちにしても中川の地籍を一番通るわけです。どこへ搬出するにしても、下伊那の豊丘へ出るものについては、こっちへ持ってきたら下へ持っていくということですが、松川、飯島、駒ヶ根へ土を運ぶ場合は、中川の、言ってみれば道路を通るということで、先ほど申し上げましたように、数百台、片道、数百台、1時間に50台っていうことは、2分に1台のダンプが通るということなんです。今の現道を、大鹿、松川インター大鹿線を改良ということですが、私も大鹿の皆さんに言ったんですが、あのトンネル、滝沢トンネルからダムまでは、ある程度、部分、部分の改良はいいけど、それから下については、今、排砂工トンネルを使って下を、河川内を、ダムの下を飛んでおりますけれども、出てすぐ下へ入るのか、あるいはまた、何川でしたかね、あのモトクロスのある1つ上で、排砂工のダンプの出入りをしているところがありますが、そういったところへ、河川敷内で渡場の大林建材のちょっと上まで出るような道路というような、特別の、そういった設置をしてもらうというようなことをしながら、現道改良ということ、あるいはまた交通の不便を解消するということを対応していただくということも、ともにいいんじゃないかっていうことも話をしたんですが、村長、大鹿と話をしてってことを言われましたけれども、私は、提案としては、まず、中川、大鹿、中川、松川も関係します。これは、土を排出するときには、そして、飯島へも恐らく持ち込みが出てくると思います。しかも、駒ヶ根まで持っていくっていうことになると、竜東線を早く開けてもらったにしても、飯島の一部国道を通らなきゃならないということ等、出てきますと、中部伊那4町村の中で具体的に、私は、25年度に検討対策組織というものをつくって、具体的な検討をしていくべきだというふうに思いますが、その中で、これは、はっきり、先ほど言われているようにJRで計画が発表されなければということですが、ある程度、発表された時点では、後でいろいろな条件を言っても取り込みをしてくれない部分が出てくるんじゃないかということを考えると、大鹿等で予測されているようなことをもとに検討しながらやっていく必要があると思いますが、まず、4市町村で具体的な検討を進める必要がある、25年度に、そ

の辺はどんな、村長、どんなような考えでしょう。

○村 長 JRさんのほうに、どういう考え方でいるのか説明をということを申し上げてきたというお話もしましたが、近々、それがどこまで踏み込んだ話になるのかはわかりませんが、そんなこともあるのかなというふうな感じは持っております。そこら辺です、今後の体制づくりにつきましても考えていかななくてはいけないなど、まず、その向こうの、何ていうかな、大きな考え方、さっきおっしゃったように、その小渋川の中を、下を通していくとかいうふうなことも、それが大きな話かどうか、重大な話かもしれませんけども、本当に松川インター大鹿線を中心に運び出すつもりなのかとかですね、どれぐらいの量なのかと、いつからいつまでやるんだとか、いろんなことを確認をしていかないといかんし、その出したものを伊那谷の北に運ぶのか南に下げるのかというふうなことも聞かんといかんと思いますし、そんなふうなところの中でですね、じゃあ、こうしてくれ、ああしてくれというふうなことを対応していかなくてはいけないと思います。

本当に住民の環境を守る、住環境を守ることが、我々にとっては、そのリニアでバラ色の未来というよりも、住環境を守ることのほうが第一優先、もう圧倒的に優先してやっていかなくてはいけないことだと思いますし、そのところで一致して頑張れる、確かに飯島も松川も、松川なんか、割と南に行くということになればですね、大変一致する部分も多いかと思いますが、そのあたりのことも声を合わせながらやっていかなくてはいけないなというふうに思っています。

ただ、まず、向こうの考え方を聞く、それに対して我々は言うべきことを言う、向こうの計画を発表したら、あとは、もう、発表されてしまうと動かせないんじゃないかという、ある意味、TPPみたいなお話もありましたけども、そうじゃなくて、向こうが計画しようがですね、我々住民サイドといいますか、自治体として協力できないことは協力できないわけですから、地元の協力なくして、どんな大きな工事も、なかなか簡単には進められないというふうなことは、JRさんのほうとしてもご承知をされているのではないかと、その割には、なかなか説明が遅くて、どうなっているのかなあというふうなことは思いますけども、今後とも厳しく、JRさんに対して、県のほうに対しても対応していきたいというふうに思っているところでございます。

○5 番 (村田 豊) 具体的に考え方をお聞きしましたが、特に、中部伊那の4市町村で話し合いをした内容等々を、南信州の広域連合だとか、上伊那の広域連合、あるいはまた、伊南行政等へも、下伊那の大鹿、松川の皆さんは、そちらへ、そして、中川と飯島の、言ってみれば、皆さんは、上伊那、伊南行政へ反映をして、要請活動を進めていくということが大事な年度になってくるというふうに思いますので、必要があれば、また、その点は、言ってみれば、ビジョンじゃなくて、工事に対する、言ってみれば負の部分、この地元、一番関連するところでしょうっていかんきゃならんということがありますので、必要があれば一般質問等々でもお聞きをしていきたいというふうに思いますし、また、要望として上げたいというふうに思います。

4点目の工事に伴う中川への影響ということで、先ほどからるる申し上げておりま

すし、また、回答もいただいておりますが、中川は中川独自の、こう、1つの対策、対応を、私は考えていっても、具体的なものを示されてからということと言われますが、内部での検討は決して無駄ではないというふうに思いますので、そこらの辺の庁内での組織等々の具体的な進めを、25年度、していただきたいと思います。私は、こういったものに加えて、竜東線の、ただ生活道路だから早く改良してほしいということじゃなくて、リニアの、こういった開発が、リニア新幹線が具体的に敷設されるということになれば、それに伴う、こういった工事に対する影響が、近隣、一番被害をこうむるわけなんで、その辺のことを訴えながら、早期に、この飯沼橋から竜東線の開通を含めて、あるいはまた、宮ヶ瀬橋だとか、松川等でも出ておりますが、中間を飛ぶ上片桐ルートが、どうしても、ちょっともつながらないということをおっしゃってありますが、そういったものを開けて飯島へ土を排出するということ等、これは大事なことはないかと思いますが、そんな点は、中川として独自の要望等々、具体的な内容を検討して進めていくべきだというふうに思いますし、飯沼へ抜けるにしても、あるいはまた坂戸へ一部抜けるにしても、私は、153号線のもう1つの改良として、小平から小和田へトンネルを開けるといようなことも、1つの、そういったダンプ等が通ったときに、解消する1つの方策じゃないかと思いますが、そんなこともぜひ、頭の中へ置いてもらいながら、県等々へ要請をしていただきたいと思います。

そこで、るる申し上げましたが、25年度の中で庁内へ検討組織を立ち上げていただきたいと、具体的な検討に入っていただきたいというふうに思いますので、この点については、どのように、村長、考えておられますでしょうか。

○村 長 るる申し上げておりますとおり、今のところ全く推測なんでね、もし、ずりが北のほうに行って駒ヶ根に行くのが多いとしたら、どこを直さにかんとか、もし、南に行くとしたら、どこをどうしていかんとかかですね、そんなふうなことばかりの状況でございます。だから、まず、その計画といかなくても、JRさんのほうの考え方みたいなところをですね、しっかりと引き出してですね、それに合わせた対応というのを必要に応じてとっていくことは、おっしゃるとおり大変大事な事かなというふうに思います。

○5 番 (村田 豊) どうも、ちょっと私と感覚、感じが、私が慌てて、こう考えて、こういったことをとっているのかどうかわかりませんが、もう少し前へ進んだ考え方でやってもらっていいんじゃないかっていうふうに思うんですが、その辺は、ちょっともどかしいところがあって残念です。そうでなければ、大鹿みたいに、これ、もう、すべて、この内容を住民に示したわけですよ、大鹿の場合は、住民に示したわけですよ、だとしたら、これは、あくまでも計画がないから、ないからっていつ、計画があつてから、え？2年先？というふうなことになるとしたら、住民の皆さんは、なぜ、もうちょっと早く情報を公開してくれなかったのかというふうな声が出ないとも限らんとしますので、そういう点では、早目に検討をしながら、そして、情報が、ある程度、確たるものが提示されたときには、住民への情報公開をしてもらいな

がら、情報を共有化して、理解をしてもらい、そして具体的な中川としての取り組みを考えていくということを進めなきゃいかんと思いますが、そこらの辺の情報公開ということについては、具体的には、大鹿では既にされましたけど、中川としては、確たる公表がなければ、やらないという考え方ですか。あるいはまた、そこらの辺のことは、総代会等で、こういった計画があるから具体的な検討を進めますというような、言ってみれば、言葉での投げかけをしていくかどうか、ちょっと、その辺をお聞きしたいと思います。

○村 長 JRさんのほうから、近々接触があるのではないかなというような感触を持っておりますので、ただ、そこでどんなお話があるのか、単なる工事でご迷惑をかけますからご協力よろしくみたいな話なのか、あるいは、考え方まで踏み込んだ話があるのかどうかわかりませんが、そここのところのニュアンスみたいなものを見て、いろんな想像される問題点を、そこで厳しく申し上げるのか、あるいは、ある程度、見えてきて、住民の皆さん方にも説明して、こういうことが心配されるから一緒に立ち上がりましょうというような説明なり、何というか、一緒に運動しましょうねというふうなお話をするのか、その辺のところは、ちょっと、今の時点では、その様子、そこでどんなお話があるのかというふうなところを、まず確認したいなというふうに思います。

○5 番 (村田 豊) 慎重性は、わかります。
開通後のビジョンについては、これは、今回は、そういうことで、特に省きたいと思えますし、中川として、これよりは工事に対する影響が非常に大きいわけで、そのほうが、まず、解決をしていく、対応していく内容ではないかと思えます。

何点か、2点ほど中部伊那での具体的な検討を25年度から取り組みをしていただきたいということ、それから、上部組織へ、そういう点では、4市町村で、4町村で決めた内容を下伊那、上伊那へ要請として強力に投げかけをしていくというような進め方、そしてまた、もう1つは、庁内で、ぜひ、25年度中に具体的な対応を検討する体制を組み立てをしていただきたいということ、それに基づいた情報公開を早目にしていただきたいという要望を申し上げましたが、この点、ぜひ、25年度に実施、実行できるようにしていただきたいというふうに思います。そんな希望を申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

○議 長 これで村田豊議員の一般質問を終わります。
次に、4番 山崎啓造議員。

○4 番 (山崎 啓造) 東日本大震災から丸2年が経過をしました。くしくも、きょうのがその日でありました。村で広報を流しまして、黙禱、あれはいい試みだったなというふうに思います。自分も、たまたま、うちにいましたんで、かみさんと2人で黙禱をしたところでありました。

被災地では、家計の困窮から自宅再建を断念する世帯も増えており、ついの住まい確保が進んでいない実態が浮かび上がった。あわせまして、壊滅的な津波被害を受けた沿岸部に比べて、内陸部ではリフォームや再建が比較的早く進む地域もあり、同じ

県内でも再建の格差が広がりつつあると、こんなことが新聞で報道されておりました。

13年度の復興予算、政府は4兆3,840億円、これを被災地関連に限定して予算づけをするんだと、こんなことを言っております。

安倍総理も「東北に春が来ない限り日本に本当の春はやって来ない。必ず復興を加速させるんだ。」と申しております。全く、そのとおりだと私も思うところであります。

さて、中川村におかれましては、25年度予算、一般会計29億8,900万円、特別会計5会計が14億4,400万円、水道事業会計1億2,065万円で、合計45億5,400万円が計上されております。今年は、村長選挙の年であるということから、当初は骨格予算でもって始まっておりますが、その村長選に立候補表明をされました村長に、2期8年間を振り返りながら質問をしたいと思えます。

村長として2期8年が経過をしましたが、その道筋をどう検討し、どう評価するのか、まず、第1点、聞きたいと思えます。

○村 長 この4年間ということではなくて2期8年間というご質問をいただきました。

いつも申し上げていることですが、そもそもスタートにつきましては合併問題ということで、それから、その裏には財政問題というふうなことが一番大きな課題としてあったのかなというふうに思います。そういうことで、私が村長になる直前のですね、2004年度末と今年度末の見込みというふうなことを比較をしてみますとですね、財政問題としては、地方債現在高、借金ですよね、借金が47億4,500万円あったものが36億200万円に減りました。基金、貯金でありますけども、貯金につきましては、2004年には10億1,800万円だったものが今年度末では16億2,100万円ほどを見込んで、予想をしております。ですので、借金については、11億4,300万円減少して、貯金については6億300万円増えたというようなことでございます。

よく財政の健全化を図る指標として実質公債費比率ということが言われます。3年間、どれぐらいの借金返済に、収入の中からどれぐらいを借金返済に使っているかということの3年間の平均ということですが、これは、2004年には、こういう指標がなかったので2005年からになりますけども、2005年度末から始まったときに、最初に、それを計算すると17.7%の、借金に返すお金が17.7%行っていたというのが、2011年度末ではですね、6年間で9.6%に、17.7%から9.6%まで改善をされています。

それから、よく、これ、もう1つ言われる将来負担比率というのがございます。望岳荘とか、それから土地開発公社とか、そういうものも全部含めてですね、公社や出資法人なんかも含めて、中川村が将来、支払っていかねばいけない可能性がある負債、それを全部足し合わせて、一般会計に対してどれぐらいあるかというのを比率を出すというものです。これは350%になると危険信号がともって、早期健全化団体というふうになってしまうわけですが、これも途中、昔からある指標ではないので2007年度末で申し上げますと、67.6%ありました。それが、2011年度末ではですね、5.9%に、67.6%の将来負担比率が2011年度末では5.9%まで改善をしています。

そういうことで、財政については、大変、健全化が進んだのかなというふうに思っ

ています。

そのことと、もう1つ、私がいつも気にしているのが人口のことなんですけども、昨年度につきましては、社会増、転出よりも転入のほうが24人多かったと、それで、自然減、亡くなる方、産まれる方より亡くなる方のほうが10人多かったということで、差し引きすると14人、人口が増えましたというのが去年、昨年度です。去年というか、昨年度がそうだったということで、ことしについてはどうかというと、2月末の時点で、社会増で、引っ越して入って来られる方のほうが引っ越して出ていかれる方よりも10人多いというような状況になっています。さすがに、自然、亡くなる方の分まで、それでカバーできるってところまでは、今のところいっていないんですけども、村営住宅のほうに、また、今、まだ住民票は移していないけども、4家族、お申し込みをいただいているというふうなことなので、3月末の時点で、まあ、どうかわかりませんが、ひょっとして、2年続けて、多少でも人口が、1人でも増えるっていうふうな結果が出ればうれしかなと思います。特に、だから、社会増、社会増減、引っ越して出ていく人と入ってくる人の差ってというのが、すごく、その村が住みたい村なのか、移り住みたい村なのかっていうふうなことの一番端的に示してくれることかなというふうに思っておりますので、人口の自然減、自然増については、なかなか、ちょっと、こう、手の及ばんところがありますので、社会増、社会減について、社会増のほうが社会減を上回るってような状況をしていきたいなというふうに思っているんで、この2年間、少なくとも、それはできている、その前の年は、ちょっと確認していませんけども、そういうことについては、ある意味、住みたい、移り住みたい村というふうなことに、多少、実現できて来ているんじゃないかなというふうなことを感じます。

もう少し個別の問題については、ほかの今後のご質問になるかと思っておりますので、とりあえず、最初の質問については、こういうことで回答とさせていただきます。

○4 番 (山崎 啓造) 確かにね、村の財政状況、それから人口の定住促進等々に力を入れたと思います。実質公債費比率、初めて取り入れられたとき、やっぱり、自分は、この場で同じような質問をしたことがありまして、あれから経過をしてきたなというふうに思っております。

それですと、次に行きますが、常々、村長はですね、農業が村の基幹産業であるんだと、そういうことを言っております。この8年間経過する中で、どのように変わった——変わったのかというか、こういうふうに変えたよってものはあったのかどうか、自分には余りよく見えなかったんですが、その辺を、ちょっとお尋ねをしたいと思っております。

○村 長 最初の質問に引き続き、ちょっと数字のことで恐縮ですけども、農業所得、村の農家、農業所得の足し合わせた額ってというのが、どうだったかなっていうふうな資料が、出してもらったんですけども、そうするとですね、意外なことに、でこぼこがあるんですけども、必ずしも減少ではないなというふうな傾向があります。

ちなみに、先ほど一緒に2004年から申し上げますと、6,500万円、毎年、数字、羅

列しますと、6,500万円、2005年が5,400万円、4,900万円、4,700万円、この辺は、ちょっとだんだん減っているんですけども、その次が7,200万円、その次が6,100万円、5,900万円、2011年度は再び増えて6,400万円というふうなことになっておまして、必ずしも一方的に減少しているというわけでもなくて、でこぼこ捏すしているのかなというふうなことを思います。

数字の上では、そういうことなんですけども、おっしゃるとおり、高齢化、担い手不足っていうのは否定しようもないことだというふうに思っているところでございます。

ただ、その一方ですと、若い農業者の新たな動き、その有機の野菜に頑張っ取り組んでですね、例えば、東京なり、あちこち都会のレストランで何々農園の有機野菜みたいなことがメニューにまで誇らしげにうたわれているっていうふうなもの、そういうのもございますし、観光農園の取り組みを、もぎ取りとか、そういうふうなことを若い農業経営者が取り組んでいるというふうな動きもございますし、新たな頼もしい、末頼もしい動きも出てきているのかなというふうに思います。だから、そういうふうに言うと、その高齢化、担い手不足という大きな、その時代の流れ——時代の流れっていいですか、自然の流れと、そういう若い農業者、こだわって頑張っ、そして、そのことを評価を現に受けて、手ごたえを感じている農業者があらわれてきているというふうなことと、両方のせめぎ合いのような状況かなというふうなことを思いますし、そこから、また、いろんな、いつも言う、いろんなことでね、付加価値を高めるというふうなことで、6次産業化っていうふうな言われ方もしていますけれども、そういう成功事例が、さらに増えていくっていうふうなことを願っているし、そのための環境整備、それからまた、何か新しいことをしたいという方に対して、こんなふうなやり方もあるよ、こういう補助もあるよとか、こういう制度を使って、こういうふうにしたらどうかみたいな、こういう販路もあるんじゃないのかみたいなところまで踏み込んだ、いろんな、一緒に取り組んでいくというふうなことを、さらにやっていかなければいけないなというふうに感じております。

○4 番 (山崎 啓造) ぼつん、ぼつんとね、何か、そういうところが出てきていることは間違いないと思いますが、ただ、中川村っていうのは中山間でね、だだっ広いところでやる農業と違って、非常に、その、何ていうのかな、厳しい中での農業っていうようなことだと思います。劣悪な状況っていうんですかね、その辺のところの思いというか、じゃあ、こういうふうにしようよ、ああしようっていう提案みたいなものは、私は、ちょっと見えなかったような気がするんですが、その辺のところは、どんなふうに見証されますかね。

○村 長 環境整備というような、活躍できる舞台の環境、舞台づくり、環境づくりみたいなことを申し上げてきたのに対して、その中で、例えば民宿なんかも幾つか増えたけども、やっぱり高齢化で、ちょっと続けるのがしんどいなみたいなところも出てきているっていうようなところもありますし、さらに、また、いろいろやってみようかなっていうふうな方々を見つけ出してですね、ご支援を——ご支援というか、じゃあ、やっ

てみようという気になってもらえるような、いろんな情報の提供とか、いろんな先進事例を紹介とか、あるいは先生、想像力、地域想像力、地域力創造アドバイザーの井上さんみたいな方も来ていただいているし、いろいろ、そういうプロの方のアイデアも聞けるような機会を、もっとつくっていかなくてはいけないなというふうに思っています。あのね、農家レストランも100%のそばのお店があったりとか、この間も、美しい村連合でヨーロッパの事例なんか大変詳しい人なんか、その鳥料理の店で大変感動して、評価をして、こんなすばらしいのがあるんだっただらというふうなお話もありましたし、いろんな、その新しい試みが、そっちの方面でも生まれているというふうに思っているし、そういう動きに非常に期待をしているし、そういうものがますます成功事例として発展をしていって、それを見習う方が増えていくことを心より願っているところであります。

○4 番 (山崎 啓造) 村長、常々、内発的になって、よく言います。発展をって言いますが、今、説明いただいた中で、中川村のよさとか可能性を引き出すんだって常に言っています。そのとおりでと思いますが、地域資源を生かして活性化させるっていうことは大事だと思いますし、そのとおりでと思います。

そこで、今、情報提供したり、お手伝いをしたりっていうことを言われましたが、お手伝いっていうのは、いわゆる、あれですね、アドバイザーとかというようなことのみでしょうか。ほかに、じゃあ、中川村中の農業をやっている皆さんに、いろいろ提供したか、こういう投げかけをしたか、そういうのが何かちょっと見えなかったように思うんですけど、その辺は、いかがでしょう。

○振興課長 それでは、私のほうからお答えさせていただきますけれども、最近、私のほうから、議会の答弁の中でも、現在、営農センターで農業振興方策を受けるとして言うことを申し上げてきております。これにつきましては、私も23年の4月から農業のほうを担当とさせていただく中で、やはり、担い手の高齢化、後継者不足、それから、やはり、農家の所得っていうのは、先ほど申告の農業所得額は村長のほうからございましたけれども、現実的に、例えば国税庁の関東農政局の申告納税額等を見ますと、100——ちょっとすみません。——平均が102万3,000円なんです。そうしますと、サラリーマンは平均年収409万円って言われています。そういったものに比べますと、農家の皆さんの所得っていうのは少ないのかなと——少ないというのが、一応、データ上から読み取れるわけなんですけれども、そういう所得の向上対策、あるいは、中川村でも、皆さんも、普段、生活されている中で、遊休農地、荒廃農地っていうのが非常に目立ってきている、いろんな農業問題を片づけていくために、現実をしっかりと、現状をしっかりとらえて、それじゃあ何をやっていくっていう、そういうきちんとした方向づけをしたいということで、現在、農業振興方策を検討しております。これにつきましては、また、農業関係する組織等へ、まとまった段階ではお示ししながら、それから、村民にも説明しながら、その中では、当然、村として、こういう方策をとっていく、あるいは、こういう作物を振興させていく、こういう施策をやっていく、そういった部分まで、ある程度、方向づけをしながらお示ししたいということで、現在、

進めておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○4 番 (山崎 啓造) あのね、役所っていうのはね、とかく、こう、いろいろ、こう、形つくって、これで行きますよ、やりますよって言うんだけど、それ、本当の農家の声というか、本当の気持ち、実態っていうものは、余りわかっていない部分ってあるんだよね。だから、これから進めるんでお待ちくださいって言うんで、ぜひ、徹底的に、その辺を精査していただいてですね、いい方向に行くようお願いをしたいと思えます。ぜひ、それは期待していますんで。

それで、私は、たびたびですね、農業問題に絡めてですね、望岳荘を拠点として、例えば、望岳荘で薬膳、出して、その薬草を、急傾斜のね、なかなか難しい大変な所でつくったらどうですかっていうような提案をしたりですね、それから、何ですか、首都圏にいっぱい、首都圏とか中京圏に大勢いる、週末ファーマーと言われる、週末に百姓をやりたいよっていう人を連れて来るような施策をしたらどうですかとかですね、いろいろ、それから、この景観を生かしたクライנגルデンなんていうのもどうでしょうなんて言って、何回も言ってきましたが、全然、これは自分の、私の意見ですんで、そちらでどうしようが勝手ですが、そういうことには全く耳を傾けていただけなかったような気もするんですが、これは、これから幾ら言っても、これは、また、だめですかね、もう、こういうことは、何を言っているんだっていう話ですか。村長、ちょっと聞かせてください。

○村 長 クライנגルデンについては、ご存じのとおり、行政というよりも民間主体でやっていたところがあるし、そこに移り住んだ方の中から、また、いろんな動きがあったりというふうなことも漏れ聞こえてきていて、うれしいなと思っておりますし、週末、農作業っていうのは、ファームサポートっていうふうな形で、既にたくさんの方が来ていただいている、それぞれの受け入れ農家との、何とかな、もう、親戚以上の家族のようなおつき合いで、定期的に来て、週末ごとに来て、何か、いろいろ、もう、勝手知ったるような形で、犬の散歩から、いろんな農作業から、いろんなことまでしてくださっているっていうふうな、いい発展がしているんじゃないかなというふうに思うところでございます。

その望岳荘につきましても、地元食材の比率を、かなり、今、すぐ数字が申し上げられませんが、上げてきておりますし、結果的に、余り、そのコースの中で、宴会料理の中でも地元料理を中心とするメニューコースなんかもおつくりをして、宿泊の方に対しては、どちらを、幾つかの、そのお肉のコースだとか、地元の伝統料理コースだとかをというふうなことをつくって、その選択肢っていうふうな形で出しています。それが大ヒットしているというわけでは、ちょっと、残念ながら、ないようでございますけれども、そういう試みなんかもやってきているところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) そのね、週末ファーマーとね、サポーター、サポーターは、ちょっと違うんですよ。自分の考えているのは。自分の言っている週末ファーマーというのは、都会に住んでいる人がね、週末、来て、土地、自分が借りて、そこで農業をして、自分でつくりたいっていうのが、それが週末ファーマーなんです。それで、

ずっと、もう、サポートで来ている人、長年、来ていますが、自分のうちにも来てくれています、それと、ちょっと違って、それには、やっぱりね、来てとまる所が必要になるわけですね。自分で、週末、百姓したいなあっていうときに。それには、いわゆるクライנגルデン的なものがあればいいなあ、こういう構想なんです。それは、また、ご一考いただきたいと願いますが、それはそれでいいですが、確かにクライングルデンは民間でしょうね。でも、村が、ここは景観いいから、こういうことをしないかねえ、やろうよっていうような投げかけはね、必要なんじゃないかなということでもあります、心のとめておいていただければありがたいのかなというふうに思います。

それからですね、村長、目玉にしましたチャオ周辺の活性化、これ、メインですわなあ。就任当時から、もう声高に言って、あの辺を活性化かさせるんだと言っておられました。それで、加工施設もできたり、診療所もあそこへ来たりしましたが、その辺のところは、どんなふうに8年間の中で検証されますか。聞かせてください。

○村 長 8年前のことを思い浮かべてみますと、特に、あのチャオの中から撤退されるお店が相次いでおったなということを感じております。それで、かなり空きスペースがあった。それから、そのチャオ——チャオ——チャオでいいのかな、あそこをつくるに当たって、その国からお金を、つくっちゃオじゃなくてチャオでいいんですかね。集合店舗を設けるに当たって、お金の支援を受けて、それを返していかないかのだけでも、それも、なかなか、空き店舗が増えちゃったので、返していくのがすごく大変であるから、少し、それを、返し方について相談に乗って——国に相談に乗ってもらえないだろうかみたいなお話もございましたし、大変、いつときは心配な状況でございました。その後、いろいろ、Aコープさんがマルトシさんにならったりとか、それから、田島ファームが移ってきていただいたりとか、いろんな、コーヒーのお店が入ってきたりとか、いろんなことがございまして、それから、今、バンビーニになっている所も、以前は、もう、本当、ほとんどだれも足を踏み入れることがない展示スペースだったのかな、何か、もう、カーテンも閉まったままの展示スペースになっていたかと思います。その辺なんかも、ああいう形で、お母さんとかが子どもと一緒に来てくれて、ついでにお買い物をして帰ってくれるような、そういう場所として改修してきたというふうな中ですね、今は、空きスペースが目立っているというふうな状況も脱したし、結構、あの駐車場の車もですね、そこそこ、いつも入って、いつ見ても入っているのではないのかなというふうに思っています。

ただ、これから、伊南バイパス等々ができてくると、商圈も駒ヶ根までも行きやすくなるだろうし、また、これから下伊那のほうでもどうということが起こってくるかわからないというふうなところで、道路整備が進んでくると商圈が広がって競争が激しくなるけども、逆に言うと、もし、ほかにない魅力を出せればですね、よそからも来てくれるかもしれないというふうなことで、ある意味、競争が激しくなるけどもチャンスでもあるというふうなことを思っています。

1つの課題としては、情報コーナーの機能というのがですね、当初、思ったほどに

は果たせていないのかなというふうに思いますので、チャオ周辺から、その情報コーナーから中川村の季節、季節、今の時期、どこどこに行けば、こういう物が食べられるとか、こういう物が見ごろだとかですね、そういうふうな、今の時期じゃないな、次の季節ですよ、来月は何がいいよとかいうようなことのお知らせを、もっと発信ができて、そして、それを見た人が、じゃあ来月も来ようというように計画を立ててくださるような、そういう情報をですね、もっと出していく、かつ、その我々サイドが出すだけじゃなくて、村のお店とか、いろんなご商売をやっている方々も、今度こういうことをやりますので、ぜひお越しくださいみたいな、そういう情報発信なんかに使っていただけていうふうな、そういう場所になっていくためには、さらに、もう少し、何ていうかな、機能を上げていく必要があるのかなというふうなことは、課題としては思っています。

○4 番 (山崎 啓造) あの情報発信コーナーが、ちょっと、やっぱりね、自分も、そう思いました。ちょっと動きがね、活発じゃないのかなあ、余り、この発信できていないのかなという気がします。確かに。余りよく知られていないんですよ。あそこへ、じゃあ、こういう中川村の情報が、あそこへ行けば見られるよ、知れるよっていうのが、全般的には余り知られていない、それに問題があるのかなという気がします。

あの周辺の農産物加工施設をつくりました。ものすごいお金をかけました。あれがね、今、よく村長の言う、6次産業っていうことをよく言いますが、あの施設があればですね、自分の考えでは、簡単に6次産業化に向けて動けると思うんですよ。例えば、自分がね、個人的に6次産業で、じゃあ、認定してくださいよ、それに伴って、もう1回、認定して、補助金ちょうだいよっていうことになると思います、農水省へ行っても、もう1年以上、もったかかります。本当、ハードルが高いです。言ってみれば、お前さん、あきらめなよって言うんじゃないのっていうくらいハードルが高いです。私も1年以上かけてやっていますが、なかなか認定されませんが、自分が悪いんでしょうが、それは。あの物があるということですね、村としては非常に有利な部分だと、6次産業化に向けて、じゃあ、加工、販売できるじゃないですか。すぐにでも。なぜ、あれ、やらねえのかなというふうに、常々、何か不思議に思っているんですけども、村長、6次産業っていうことを言うんだったら、あれ、使えばいいじゃないですか。あの辺のところを、チャオ周辺でやるよって言ったときに、加工施設の時だったかな、何か、あそこ、のれん街じゃないや、ちょうちんの屋台の通りにしちゃうんだようなことも聞きましたんで、それもおもしろそうだなと思って、最初、聞いたんですが、それは過去の話であって、どうでもいいんですが、あの施設をですね、ぜひ、その6次産業化に向けたような取り組みができる、それを後押しする、それをやってほしいと思いますが、いかがですか。

○村 長 つくっちゃオは、加工してはおられると思うんですけどもね。販売も。今、あたかも販売されていないような感じで……

○4 番 (山崎 啓造) そんなことを言っているんじゃない。

○村 長 一応されていますよね。まず、そのことをね。ちょっと、今のお話だと、見ている

方が、つくっちゃオは何も売っていないのかなというふうに思われるような感じだったので、そんなことは、まず、ケーブルテレビをしている皆さん方に向かって申し上げますけども、販売をしております。

それで、それが100%、120%生かしながらできているかっていうことになってくると、また、それは別問題ですけども、それもですね、中川村のお母さん、お父さん方がですね、集まって組合をつくって、その中で、どういう形でやっていけばいいのかというふうなことで、試行錯誤しながら、経営のプロというふうな形でやっているわけではないので、いろいろ難しい点もあるかと思えますし、それぞれ、いろんな考え方が、その組合の中にもあったりして、議論もやっておられるかと思えます。

ともかく、あそこをつくったのは、1つには中川村の農家の農作物をうまく活用して、農家にとってもメリットがあるし、そのことによって、それを活用することで中川村の名産、特産みたいな物ができて、中川村に行けば、こんなおいしい物を買ってきたよみたいな形で、ブランドを、中川村っていうところ、おいしいのがあるねっていうふうな形で、ちょっと寄ってみようかって、また、買いに行こうよっていうふうな形になる、そういう中川村の名前を上げるような名産品をつくってほしいっていうのと、波及効果を農家に対して出してほしいという2つのお願いごとをしているところですけども、それに向けていろいろ試行錯誤をしていただいているのではないかと、いうふうに思うところで、期待をしているところです。だから、その中で、いろいろ、いろんな物をつくったりしながらですね、開発のことと、それから販売のこととやっていたらというふうな感じで、さらに、もっとどんどん、いろんな試みがされていくことを期待をしております。

○4 番 (山崎 啓造) 確かに、私の言い方が悪かったら戻しますが、つくって売っていることは知っています。それは、みんなわかっていますが、ただ、それにしても、人がね、活性化でわいわい元気よくなって、みんな、いっぱい買いに来て、やあ、いいなあっていう状況かどうかということ言ったんですよ。全くだめなんです。私から見れば。それでね、すばらしい施設なんで、それは組合がやっているから組合だって、それは、もちろん、そうだかもしれませんけどもね、行政として、じゃあね、ちょっと、こうしようよ、ああしようよっていうようなアドバイスだとか、進言だとか、そういうことは必要だと思うんですよ。

それでですね、ちょっと何かいろいろ、商品の開発とか言いましたんで、ちょっともとに戻っちゃいますが、コーディネーターっていうのを雇いましたよね。以前。それで商品開発するんだって言って、2年半ですか、2年やってだめで、半年ぐらい延長したのかな、それで、最後には、何か、けんか別れみたいになっちゃって、何もできなかったっていう記憶があるんですが、課長、首かしげていますけど、そういうふうに私は見えています。あのときにですね、じゃあ、行政の、そこにかかわったときに、何が何でも、じゃあ、ここの中川村の特産品をつくるぞという熱意というのか、信念っていうのかな、何ていうのかなあ、絶対につくるぞっていう気持ちが、村長は、あのときにありましたかね。それは組合がやることだっていえば、それでおしまいですよ。

村長は、後押しする立場として、そういう気持ちはありましたか。あの時点で。お聞かせください。

○村 長 気持ちは、もちろんあるし、頑張ってもらいたい、そのために、あれだけの施設を、いろいろ、あっちへ行ったりこっちへ行ったり、見に行ってくださいね、職員も含めて、どうなのがいいかっていうふうなことを検討してつくったわけですから、ただし、その組合の考え方に対して、こうしろ、ああしろと、そんなやり方は違うと、こうすべきだというふうなことを我々のほうから言うことはできないところがございまして、組合の中での議論、組合の中で皆さん方が考え方をまとめて、こういう方向で行こうというふうなことで、こういう体制でやっていこうというふうなことをやっておられることについては、その中でですね、試行錯誤していただきたいなというふうに思います。

それと、もう1つはですね、まあ、いろいろやっておられる方々に対して、なっていないっていうふうな形で批判するっていうふうなことは、たやすいんですけども、指定管理に、ついこの間、なったわけですね。じゃあ、こういうやり方、いや、こうすればいいのになというふうな思い、おれだったら、こうやってうまいことできるよっていう方はですね、ぜひ、指定管理に、自分だったらこうするんだというふうな形で手を挙げていただければいいと思うんですけども、やっていらっしゃる方に、なっていない、こう、全然だめだというのじゃなくてですね、やろう、こうすればいいなという思いのある方は、ぜひ、村民の中からですね、今、とりあえず3年間ですか、指定管理になったし、今後も、いろんな考えの方が、どんどん手が挙がってですね、つくっちゃオに関しても、私は、こういう形でつくっちゃオを活用して、こういうすばらしい効果を村全体に生み出したいと思うし、生み出せると思うから、やらせてくれっていうふうな手がね、たくさん挙がってきて、その中で、我々もお話を聞いてですね、ああ、じゃあ、この方に、このチームにやってもらおうっていうふうな形になっていくのいいかと思えますので、もし、そういうお考えのある方は、次のときにはご提案をいただければ、その辺が、また、いろんな議論になってきて、いい形の使い方も生まれてくるかもしれないので、そういういろんな活発な考えが上がってくることを期待するしだいでありまして。

○振興課長 一応、村長が言ったように、加工施設につきましては、今まで管理委託っていうことで、村が直接その運営に携わってきたわけじゃなくて、間に組合があったもんですから、ただ、必要なね、情報交換だとか話し合い等は行ってきて、例えば、昨年も、急遽、補正でカキの皮むき器を導入させていただきましたけれども、あれも、1つは、今後の将来を考えて、例えば、中川で結構つくられているカキが、針差式の皮むき器じゃだめだということになって、みんなやめて荒らしては困るということで、これも、長い目で見ると、6次産業化の視野を入れながらの第一歩を踏み出したわけなんです。そういうことで、一応、私たちも、加工組合のほうとは情報交換っていうか意見交換をしながら、前向きな取り組みということは考えながら行っております。

○4 番 (山崎 啓造) ちょっと、また勘違いしている部分があるわけ、村長は。行政がね、

こうしろ、ああしろって言えって言っているんじゃないんですよ。組合がやることだから、そういう主体性は、そっちが、そこで考えたりやることは当たり前の話。それは。けども、行政というものも、こっちから見ていたときにね、これは、こういうふうがいいんじゃないの、今、話し合いもしたりなんかしているって言いましたが、そういうことをしないと、うまくないんじゃないのですかっていうことを申しているんですよ。だから、その行政が、こうやって、ああして、これは駄目だって、あれはこうしなさいなんていうことを言っているんじゃないんです。そこが、ちょっとね、周りから見ているとね、ああ、行政は、ちょっと、もうちょっと何とかしたほうがいいんじゃないのかなあと、私は、そういうふうに見えたから、そういうことを申し上げたということでございます。

続いて、その加工施設のことを言いますとね、つくって売っているし、いろいろ研究も開発もしている。確かにやっていると思います。あれがね、爆発的——爆発的という言い方はいいか悪いかしらんが、あそこで、なぜ、じゃあ中川村の特産品というか、オリジナリティーに富んだ物ができないか。それは、どこに問題があると思いますかね。それは組合のことだって言えば、それでおしまい。村長、それはどのように考えますか。答えられようがないですか。

○村 長 試行錯誤していただいていると思いますよ。その中で、こういうのがいいのか、ああいうのがいいのかっていうふうなことで考えていただいていると思うし、私としては、あそこが組合だけの場所じゃなくて、組合以外の方も、一般で、もっと使えるような形になってくると、いろんな方たちも使えるだろうし、それから、さっき申し上げたような形の全体管理についても、おれだったらこうするよという方がいらっしやったら、ぜひ手を挙げていただきたいなというふうなことも思うし、いろいろ、そういう、別にアンタッチャブルじゃないので、いろんな方が、あその場所で活躍をしてもらえて、その中から成功事例が出てくれればうれしいなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) あかね、断るようで申しわけありませんが、私はね、外から見ていたときに、あの加工施設で、なぜいい物ができてこないのか、商品が開発されてこないのか、やっていることは、もちろんわかっていますが、中身に問題があるんですよ。あれ。自分は、そう思います。中身ということね、スタッフですよ。これはね、非常に大問題。いわゆるですね、あの加工施設っていうものは昔からあって立て直したんですが、以前から、もう、中川村のそれぞれの人が来て、一生懸命いろいろ加工したり、ジュースがほとんどでしたが、やっていたわけですが、今ね、あのスタッフの中に、実は、その余り農業のこともわかっていない、そういう人も大事ですよ、それは必要だが、その人たちが、何か、その、すごい口調で物を言っちゃって、中川村に昔からいる人たちが、何か弾き飛ばされているようなね、非常によくない環境にある。前回でしたかね、不協和音が聞こえているじゃないのって言ったら、ね、課長、「やあ、それも聞こえましたが、今はうまくいっています。新しい人が入っています。大丈夫です。」こういう返事をいただいたんですが、中川村のね、昔からある風土っていうのかな、人間性っていうか、つながり、相手を思いやる気持ち、それがわからない人が

2～3人いて、どうも好き勝手なことを言って、ごちゃごちゃにしちゃっているようにも聞きますし、実際に、あそこへ行った人も、そういう声を自分のところに聞かせてくれるんですよ。それじゃあ非常にまずいなあと、そんなことでいい物ができるはずがない。だから、村長、就任当初、村づくりは人づくりですよって、そのとおりで言いました。ものづくりも人づくりなんだよね。それで、和、「昭和」の「和」ですよ。和。和というものは、この日本人が持って生まれたすごい素晴らしいものなんだよね。それで、お祭りで「わっしょい。わっしょい。」って言いますよね。わっしょい。わっしょい。あれなんだかっていうと、和をしよう。和をしよう。和を背負う。それでわっしょいなんだよ。同じ方向をみんな向いて、気持ちを一つにして、「それいけ。」って言って行くわけ、それがわっしょいなんだよね。それがないわけ、ここには、全く。あっち向いている人と、後ろから物をぶつけはしないけど、足引っ張る人がいたりって、それじゃあね、絶対いいのができないと思うんですが、そこら辺は、どんなふうに見ているのかね。それは組合のことだって言えば、それまでですが、行政として、村長、いかがですか。

○村 長 いろんな多様な意見、さまざまな意見が、議論によっていい形で補い合って、いい組織になって、いい成果を上げていただきたいなというふうに思います。

○4 番 (山崎 啓造) そのとおりでですよ。そのうまくやってもらえばいいんだが、よそごとじゃなくて、行政もね、そこで、ちょっと、どうでしょうかね、いかなものでしょうか。うまいこと言ってもいいんじゃないのっていうことをお聞きしているんですが。

○振興課長 先ほども加工組合のほうと話し合いを持ったり情報交換やっているっていう中で、そういう、今、おっしゃられたような人的な問題にまで、一応、話をしてきました。

それと、おっしゃられるように、本当、ああいう加工所ってというのは、幾つかのヒット商品っていう物ができますと、非常に、経営、安定するわけなんですけれども、まだ、どうしても一番の主体が農家の皆さんから受託しているリンゴジュース、これが一番ウエイトを占めちゃっているという、そこら辺のこともあって、ある一定期間、そちらのほうへ、どうしても集中しちゃうということもありますが、それ以外の時間に、実は、信州大学のほうであった直売所学校ですとか、そういう関係する皆さんを、そういう研修とか、そういうところへ出すような情報も、うちのほうから積極的な情報を出して、働きかけをして、行っていただいていると、一応、そういう形で支援のほうはさせていただいております。

○4 番 (山崎 啓造) ええとね、わかりました。こればかりやっているわけにはいきませんので、じゃあ、次に行きますけども、今、言ったことを基本にしながら、ちょっと、よく見てほしい、ね、突き放すんじゃなくて、組合、しっかりやれよじゃなくてということをお願いしたいと思います。

次に行きますがですね、県政、国政における地元選出議員とのかかわり方について村長にお尋ねをいたします。

村長は、常々ですね、選挙絡みの集会には出ません、そのとおりでいいと思います。

ずっとそのとおりに来たと思います。県議選があっても顔を出してこない、国政選挙でだれか立候補する、激励会やる、出てこない、よその区部長さん、みんな出てきますけども、それはそれで、村長の信念もいいかもしれませんがですね、私、昨年暮れ、自民党が勝って、一郎さんが、今度、代議士になりました。新年の祝賀会と新年会かな、一緒にやったんで、そのとき、村長、出てきたんですよ、ああ、そういうものかなあと、ちょっと変に思ったんですが、やっぱり国、国やら県の地元の議員さんの選挙絡みのものには出るのがいいのか、自分としてはですね、そうは言っても、まあ、どう思おうが、支持しようが、しまいが、顔ぐらい出しておいたほうが、これは村民のためになるんじゃないかなというふうには私は思います。村長、その辺はどんなふうには思っていますかね。

○村長 現職の県会議員、国会議員の皆様方とはですね、党派の分け隔てなくおつき合いをさせていただいて、例えば県の知事さんとかへの要請事項だとか、あるいは国の各省庁に対する要請事項なんかにも一緒に来ていただいたりとかするし、今、おっしゃったような、そのお正月、その選挙絡みではない新年会とかですね、それから、いろんな交流の機会等々のときにもご同席させていただいておりますし、いろいろいいおつき合いをいただいているし、中川村のいろんな課題についても視察に来ていただいたりとかですね、いろんな応援をいただいておりますことだというふうには思っています。

それで、選挙については、前にも申し上げましたけども、選挙というのは、候補者の考え方と、それを、こういうふうには思っているから、こうして、これについて同意してくれたら応援してほしいというお話をするし、有権者のほうは、どの方の考え方がいいのかというふうなことの、そういうのをそれぞれがやるっていう、その中で、だれがいいのかって、本当に民主主義のもっとも基幹の部分だというふうには思っています。だから、そのことについては、もう既に私の考え方っていうのはご理解をいただいているというふうには思いますので、いつも、一応、向こうもですね、そうは言っても案内を出さんわけにもいかんやろうしということで案内はいただくんですけども、ご存じのとおり、こうこうこういうことで、選挙絡みのものについては出ないことにしておりますので、大変申しわけございませんというふうなご連絡を差し上げるというようなことを繰り返しているわけなんですけども、そういうわけなんで、私の考え方についてもご理解をいただいているかと思っておりますし、やっぱり一番、やっぱり、その民主主義の根幹の部分でですね、何か違う要素で、その選挙結果を捻じ曲げる、やっぱり選挙だけが民主主義ではないと思いますけども、やっぱり非常に大きな神聖なるセレモニー、儀式っていうか、ステップなわけですから、そこにですね、変な形で、茶々を入れるとは申しませんが、そこで、また、その有権者と候補者の顔と顔を突き合わせた対話のところではですね、リングサイドからやじを飛ばすようなことについては避けたほうがいいのではないかなというふうには思います。それは、だから、何が得か損かではなくて、民主主義をよくしていくためにはどうすべきかという、そういう損得ではない話だと思っています。

○4番 (山崎 啓造) そのとおりにだと思いますが、顔を出したほうが、私としてはうれしいね。村民も、そう思います。そう思っていますんで、これから、また、いろいろと考える中で行動してほしいなというふうに思います。

それでは次へ行きますが、村長自身ですね、さまざまな言動、行動、ありました。TPPから始まって、原発の問題、それから国旗、国歌、それで、村長、すごい名が売れたんですよ、全国的にも、県外にも、それに伴って中川村っていうものも、ある程度、売れました。というふうには私は思っていますが、何かね、元の知事で田中康夫さんっていう人がいましたが、あの人と、どうかオーバーラップしちゃうところがあるね、ちょっとどういうことか自分でもよくわからないんですが、あの人も何か脱ダム宣言だとかね、とめどもなくクリスタルとか何とか、わけのわからんこと言って、わあって言ってみんなが注目したんですよ。上手だった、あの人の、マスコミの使い方がね。だから、村長は、何か、その辺のところがよく似ているような気がしてしょうがないんだけど、何か、この前、いつだったっけね、どこかの何とかいう政党に誘われてますっていうようなことを言ったことがありましたね。ここで名前を売っておいて国政へ行こうっていうような、そんな考えはあるんですか、ないんですか。

○村長 だれかに似ているという印象を持っているとかですね、非常に個人的な勝手な印象で、そのことについて私に述べよと言われても、それは大変困りますし、先ほどの村民は望んでいるって言われたけども、望んでいない村民もいるかと思っておりますので、一概に、村民は、その選挙の応援に行くことを望んでいるかどうかっていうことは言えないと思うので、そこで、安易なレッテル張りで物事を言うのは、いかがなものかなというふうには思います。先ほどの似ているっていうふうなことで問題を提起するっていうのも、非常に安易なレッテル張りによるよりの言葉の使い方ではないかなというふうには思うところでございます。

それから、私はですね、そのTPPというものは、絶対に、中川村だけじゃなくて、日本の社会に大きな弊害をもたらすし、特に、こういう中山間地の農山村とか漁村とか、そういう田舎にとってはダメージが大きいだろうし、中川村にとってもすごく大きなダメージをじわじわともたらしてくるに違いないと思っているから、そのために、中川村民の守るためには言わなくてはいけないと思うし、原発についても飯館村と同様に、浜岡からは100kmちょっとというふうな距離があるけれども、風向きによっては同じようなことになるかもしれないというふうなことはあるので、やっぱり村民の生活を守るためには、原発についても、なしで何とかやっていく努力をしなければいけないというふうには思っているし、それが、そう思っているだけじゃなくて、そうなんではないでしょうかという問題提起をすることによって、みんな、いや、そうじゃない、いや、そうかもしれんというふうなことの議論をしていくことによって、みんなの考えが深まって、いい考えになっていくと、その結果、みんなで正しい結果を判断をすることができるような状況をつくっていくことができればいいのではないかなというふうには思っています。そういう考え方で、いろいろ重大な問題に関しては、踏み込んだ発言をしております。それが村民益に資するかどうかというふうなことはわ

かりませんけども——わかりませんというか、その大きなテーマ、大きな危険性についてみんなで考えて、大きな危険性は、こんな危険なことがあるからやめようというふうなことに繋がれば、村民益に大きく貢献できるというふうに思いますし、今の段階でもですね、中川村っていうことについての認知度は、多少は上がったかもしれないし、それからまた、中川村の住民の皆さんは、なかなかすばらしいねというふうな、そういうような有権者を称賛する声もしばしば聞くところがございます。ただ、別に知名度を上げる、私の知名度を上げるとかですね、中川村の認知度を上げるとかですね、中川村の有権者の評判を上げるためにやっているわけではございませんので、先ほど申し上げたとおり、中川村にも大きな影響をもたらすであろうことに関しては、みんなで考えて、判断をするための、そういう問題提起をしていきたいというふうに思っているところがございますので、そのこと自体がですね、大きな意味での非常に大きな村民益、あるいは国民益にもつながっていることではないかなというふうに思うところでございます。

○4 番 (山崎 啓造) はい。わかりました。
聞こえてくるっていうのはね、それぞれの立場によって、みんな聞こえてくるのが違いますんで、村長には村長に聞こえるようにいろいろなものが聞こえてくる、自分には自分用に聞こえてくる、それが普通ですんで、だから、すべてが全部当てはめてどうだっていうことにはならないと思いますんでね、わかりました。

それで、最後になりますけれども、3期目出馬に向けて、新たな中川村の課題が見えたということをおられました、どんな課題なんでしょうか。聞かせてください。

○村 長 先ほどからも話になっていることと、一環っていうか、つながりがある話ですけども、農業の高齢化とか担い手不足とか遊休農地が増えているっていうふうなことがありますので、農地を農地として維持し、引き継いでいけるような形で保つというふうなことは1つのテーマですけど、それについては、各地域の皆さん、地区の皆さん方が、さくをね、つくっていただいたり、獣害防止さくみたいなものをみんなでつくって管理していただいている、そのことが大変大きな貢献、猟友会の皆さんにも活躍していただけてありがたいことかなというふうに思っています。

もう1つ、維持するだけじゃなくて、それを、じゃあ、引き継ぐ方をね、どういうふうにつくっていくかというふうなことが大事なことかなと、農業だけじゃなくて、地域のコミュニティーというか、共同で地域を支えていく、そういう人材も含めてですけども、そういうものをいかに確保するかっていうふうなことが課題かなというふうに思っています。そのためには、地区のほうの協力体制というふうなこともありますし、それについての何か方策が必要かなというふうに思っているということと、あと、やっぱり農業をやっていた方が、その暮らしが成り立つような、付加価値の高いような形のことをしていくというふうなことをやっていくための、いろんな、今までの環境整備よりも、もう少し踏み込んだ支援、協力みたいなことが必要になってくるだろうなというふうなことを思います。何よりかにより、一番なかなか難しい

なっているように思うのが、自分自身がいい形で、人にも喜んでもらって、自分も利益が上がるような、そういういい意味での欲を出してもらっていることが、中川村の村民性というか、割と、こう、もう本当に、相手のためによかれと思って、おもてなしをどんどんするっていうことは、すごくだし、向こうのほうもありがたいんだけど、それだけじゃなくて、それが持続して続けられるように、子どもや孫が、それを引き継いでなりわいとしてつながっていくような形で、そのためには、喜んでもらった分の対価もね、もらうことがいいんだよというふうなところ、そのところが、なかなか、そんなの余りよくない、恥ずかしいことだみたいな感じが、中川の皆さん方、どうもあるような気配もします、その辺をどう克服して、いい形で、喜んでもらいながら暮らしも成り立って、子どもや孫に引き継げるというふうなところをつくっていくのが大変課題かなと、その辺、余り踏み込んじゃうと、公約、選挙公約の話になりますので、大まかなところでやめておきますけども、その辺が一番の課題かなというふうなことを感じております。

○4 番 (山崎 啓造) わかりました。
以上で質問を終わります。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩といたします。再開を午前11時5分とします。

[午前10時52分 休憩]

[午前11時05分 再開]

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。
7番 湯澤賢一議員。

○7 番 (湯澤 賢一) 最初に、昨日は3月11日、東日本大震災から2年を迎えました。被災された皆様に改めてお見舞い申し上げ、また、犠牲になられたたくさんの方々のご冥福と行方不明の方々が一日も早くご家族のもとに帰られますようお祈り申し上げます。

私たちは、東日本の方々の、これからも、まだまだ続く苦しみや悔しさを共有しながら、この大きな教訓を風化させないで、いつ襲われるかもしれない郷土の大災害に備えていかなければならないと考えます。

私は、さきに通告しました上伊那消防の広域化について質問いたします。

12月定例会でも質問し、住民が納得できるよう十分議論を深めていただきますよう要望しました。その後、協議会では、現在は上伊那地区の消防の広域化の費用の(村内で火災発生のパージング放送あり)

○議 長 暫時休憩をしてください。状況を確認してきます。
[午前11時13分 休憩]

[午後 1時00分 再開]

○議 長 休憩前に引き続きまして会議を再開しますが、1点、事務局から訂正の申し入れがありますので、お願いをいたします。

○事務局長 本日の一般質問の8番 柳生議員さんの(1)の「曾我村制の8年を振り返って」

○議 長 の「村制」の「制」の字が「政治」の「政」に修正をお願いしたいと思います。

○7 番 それでは会議を再開いたしますので、7番 湯澤議員、続きをお願いいたします。

(湯澤 賢一) それでは、再開前のところから始めさせていただきます。

私は、さきに通告しました上伊那消防の広域化について質問いたします。

この件につきましては、12月定例会でも触れましたが、住民が納得できるよう十分議論を深めていただきますよう要望いたしました。その後、協議会では、現在は上伊那地区の消防の広域化の費用の負担割合が大詰めの議論になっているようであります。

消防の広域化は、伊南行政組合で検討されていることでありまして、中川村の議会で取り上げるごとの意味があるのかという指摘があるかもしれませんが、2006年に改訂されました消防組織法での広域化での推進は、自主的な市町村の広域化ということが繰り返し強調されていること、また、それは、とりもなおさず、広域化で不都合が生じたときは、あくまでも市町村の責任であり、既に広域化で、既に差し迫った検討課題になってしまっていることもあり、ここで質問させていただきます。

なぜ、今、消防の広域化が進められているのか、広域化すると、今よりもっと住民の生命、財産を守ることがうまくできるかという根本の問題の議論が不十分に思えてなりません。

平成22年に長野県の各自治体の消防組織を東北信と中南信の2つの地域に分けて中南信消防将来ビジョンがつけられましたが、間もなく頓挫いたしました。それで終わりかと思っていたのですが、いつの間にか上伊那広域連合では上伊那広域化研究会を立ち上げまして、伊南行政組合もこれに参加し、現在は各地区の負担割合の検討まで進んでおります。この研究会が作成した消防広域化に向けた将来像が、あたかもすでに住民にも認知されたかのように地区ごとの負担割合の検討にまで進んでいることに、私は大きな疑問があります。

上伊那地域の消防広域化に向けた将来像では、その背景として、昨今の状況から広域行政単位での広域化が必要としておりますが、その昨今の状況とは、主として東日本の大震災や原発事故などを指していると思います。あの大きな災害で、果たして広域化がよかったのかどうか、まだ十分な検証はされていないのではないのでしょうか。

ちなみに、震災前のデータでは、震災前ですが、人口10万人以上の消防の広域化率は、福島県が全国で4番目に高く、宮城、岩手は長野県と同程度であったことを参考までにここで申し上げておきます。

私自身は、上伊那広域の議員といたしまして2年間、出席させていただいておりますので、上伊那地域の消防広域化を知らないとは言いませんが、もっと詰めた研究や住民説明が行われると思っておりましたので、その間の不勉強は議員としておわびするしかありません。

消防の広域化の問題とセットのように消防救急無線のデジタル化の問題があります。消防救急無線のデジタル化が電波法審査基準の改正により28年5月31日までにアナログ方式からデジタル方式へ移行することが定められました。この消防救急無線のデジタル化の費用を消防の広域化によって削減しようとしているのが広域の主たる目的

であるように思います。あるいは、ひょっとしたら逆なのかもしれないとも考えます。つまり、消防費用の削減のために消防の広域化が先にあって、広域化を推進するために消防救急無線のデジタル化を法制化することにより、いや応なしに全国の自治体消防が広域せざるを得ない方向に仕向けようとしているかのようにも見えます。そのために必要な大きな費用を国が補助することによって、それも期限を切つてのやり方は、つまり、今やらないと、あとは知らないよというやり方は、補助金との絡みで住民から冷静な判断を奪って、乗りおくれたら大変だという気持ちにさせる、あの平成の大合併のときの手段と同じに思えてなりません。

さらに、最近の報道では、協議会を非公開とすることが決められたようです。住民に知られてはならない協議とは何でしょうか。協議会を公開することによって、まだ決まっていないことが報道されて混乱するからということが理由としてありました。協議会の非公開とは、協議の途中経過と、そこで出された少数意見などを住民に知らせないで、決まった結果のみを公開するということだろうと思います。協議会が公開を原則としている以上、都合が悪いことでも住民に知らせていくことは当然のことかと思えます。

やはり平成の大合併の議論の最中でしたが、中川村で住民投票を求める直接請求を審議する委員会を私も傍聴しておりましたが、突然の委員長の「秘密会にする。」との宣言があって、傍聴者も報道も締め出されました。そのことが住民の大きな不信感を買ったことを考えると、消防広域化協議会を非公開とすることは、上伊那広域連合の歴史の汚点となると考えられますので、曾我副連合長初め中川選出の議員の皆様には、協議会公開の努力をしていただきたく、少なくとも、中川村の議会の中に、そうした意見があることだけは伝えていただきたいと思えます。

さて、今回の消防広域化が市町村合併のときに進め方に大変よく似ていると、さきに述べました。期限を切つて財政の面から継続か破綻かの選択を迫る、あたかも恫喝的なやり方だと思いますが、あの合併問題は、財政の問題以上に住民として中川村の自治権を守るかどうかのせめぎ合いだったと私なりに総括しております。

消防の広域化は、今よりもっと住民の生命、財産を守り、安全と安心に役立つのか、まず、その点からの検証が何よりも先にやるべきことだと考えます。住民の生命、財産を守り、安全と安心を今より飛躍的に高めることであれば、地区ごとの負担割合の問題はあるとしても、万難を排しても推進しなければならないことだと思います。

若干、前段が長くなりました。

以前に伊南行政組合の全協で示されました資料の上伊那地域で消防広域化を行う場合のメリット及び調整事項に書かれておりますメリットが本当に中川村にも当てはまるメリットなのか、私は疑問を持ちました。その資料に基づいて質問いたします。

順に質問しますので、順にお答えいただきたいと思いますが、まず、住民サービスの向上として、一番目に一番上に書かれている広域化のメリットは、「各消防署の管轄区域見直しにより、直近消防署からの出動となり、現場到着時間が短縮される」とあります。このメリットは、中川村ではどういう形で享受できるのでしょうか。つまり、

広域化すると、南署から来るよりも早く来られる直近の管轄となると、そうした地域が中川村にあるかどうかということ、まず、この点を質問いたします。

○総務課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきますが、最初に、上伊那広域連合の合併についての議論の中で非公開としたというふうにおっしゃられたわけでありますが、この非公開としたのは、上伊那消防合併協議会の場合でありまして、広域連合は、オブザーバーとして、そこに加わるだけでございますので、広域連合が進めているわけではございません。

それから、もう1つ、今回、なぜ、そのことで非公開としたかということですが、伊南行政組合の消防と伊那消防組合の状況が、多少、異なっておりまして、伊那消防組合につきましては、現在の消防署が手狭であり、かつ耐震不足という中で、新しい指令署といいますか、そういったものを検討をしている中で、今度の合併についての議論が進む中では、場所が先行して、非常に、そのことにより、議論が非常に、こう、合併の議論が、そちらのほうと絡んでですね、非常に難しくなるという、そういうことがあったものですから非公開としたということでありまして、決して、何ていいますか、住民に知らせないということではないということ、まず、申し上げておいて、ご質問にお答えをしたいと思っております。

まず、今回の出動区域の見直しでありますけれども、南消防署の出動区域は、変更はありません。従来と同じであるので、中川村への影響はないというふうに考えております。

また、消防自動車、救急搬送車、各2台を南署で所持しておりますけれども、2台とも出払っている場合につきましては、北署が応援に駆けつける体制は変わりございません。

この間、伊南行政組合議会の全員協議会のときに牧ヶ原で火災が発生をいたしましたけれども、あのときにも、北署が、南署の消防車が1台、出払っておりましたので、北署も駆けつけております。

現場到着時間が短縮されるというのは、指令センターに備える高機能装置によるところが大きいということで、NTT電話及び携帯電話から発信場所を特定するシステムを備えていこうという計画がありまして、場所の不慣れな署員にとっては時間短縮につながるケースが中にはあるかというふうに思っております。

○7 番 (湯澤 賢一) この質問も、非常にお答えいただくのも申しわけないような、わかり切った質問だったと思いますが、その前に、今、協議会の非公開ということ、私、言いましたが、これ、何か間違っておりますか。広域連合とは言わなかったです。協議会が非公開とされる、これについて、新聞論調なんかも、何か不満めいた論調で書かれておったというふうに思いますが。

○総務課長 協議会を非公開としたということは確かにおっしゃいましたけれども、上伊那広域連合の歴史の汚点というふうなことも言われたような気がします。それは、そういうことではございませんということ、言いたかったということです。

○7 番 (湯澤 賢一) それでは、2番目に書かれているメリットとして「高機能指令セン

ターの整備により、災害現場の特定が短時間となり、119番通報から出動までの時間が迅速になり、現場到着までの迅速化が図られる」とあります。現在、中川村から110番や119番通報は、何々地区のどこ付近という通報で、ただそれだけで、管轄の南署では、災害現場は、ほとんどの場合、特定できるのではないのでしょうか。中川村の災害現場からの通報を受けて、南署では数秒で、あるいは瞬時に災害現場が特定できているのではないかと思います。広域化による高機能指令センターの整備により、まさに30km圏外の消防本部から中川村の災害現場の特定が今よりも短時間になるという、このことは、どういうシステムなのか説明をお願いいたします。

○総務課長 確かに、災害現場、中川村のことを考えていただきますと、うちが、大体、あそこら辺の、あのうち、あるいは、あのあたりのあの山の向こうのこのあたりというように、私どもは特定することは容易であろうかと思っております。しかし、南署の職員の中でも、やはり不慣れな職員がいるわけでありまして、例えば、夜間の救急出動やなんかのことを考えますと、なかなか、その道が狭いというようなこともありますし、高機能の、ちょっと大きな救急車で駆けつけるということもありまして、なかなか、その現場には、すぐには、素早く駆けつけるということが常にできているかという、そうでもないというふうに理解をしているわけでありまして。

まず、現在の、その伊南行政組合の場合でありますけれども、すべての119番の通報は北署の通信室のほうに入ります。固定電話と携帯電話につきましては、通報者から住所情報を聞き取りまして、指令台に入力して、場所を特定をし、出動指令を出しております。

広域になった場合には、上伊那地域のすべての119番通報は新指令センターに入電します。固定電話での通報の場合は、発信地表示システムを使いますと、通報者の場所が地図上に表示することができますし、迅速に場所の特定ができるということがあります。携帯電話の場合も、位置情報通知システムを使用いたしますと、通報した携帯電話の機種によって誤差はあるわけでありまして、通報者の位置が、ある程度、特定することができるということでありまして、近年は携帯電話からの通報が多くなっているようでありまして、特に、こちらのほうに来られた観光客が具合が悪くなったとか、あるいは、アパートに入られた入所されている方、中川村では、ちょっと考えられないんですけれども、そういった方たちには、住所等も明確に言えない場合があるということ、こういった事情から、通報者の場所を特定することに時間を要するときは、高機能の指令システムを導入することによりまして現状より迅速で、かつ確実に場所の特定ができる、現場到着時間の短縮につながるということが期待ができるということでありまして。

近隣では、観光客が、先ほど申しましたが、気分が悪くなってですね、携帯電話で119番をしたわけですが、観光客は場所がわからなくてですね、現場の特定に時間がかかったという例を、ちょっと問い合わせましたら、そういう例があったというふうなことでありまして、新しいシステムを入れますと、こういったことがかなり減らせるというメリットがあるということでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) 南署でも、その中川村のことをすべて知られているわけではないかと思いますが、高機能指令センターになったら、さらに、もっと、なれば、それが解決できるというところに、もう1つ、ちょっとよくわからないんですが、今、携帯電話のお話がありました。これは納得できます。多分、今、機能が携帯電話はどこだっということが何か表示できるようになっているんだろうなと、自分も、ちょっと、その辺はよくわかりませんが、思います。ただ、やはり、どこで何があったかという、その通報は、被災者が、あるいは、その周りの方がやられると思いますので、では、中川村の場合、何々、どこの何々であるがという通報は、こういう高機能指令センターの消防本部が受けるわけね？その個人から受けるわけですよね。だから、その分が、ちょっと想像力が不足しているせいか、どうして早くなるのか、今よりもというところが、携帯電話の場合は、確かに、そういうことがあるかなと思いますけれども、よくわからないので、もし、もうちょっとわかりやすく説明していただけたらありがたいです。

○総務課長 通信指令といいですか、新しい指令センターには、先ほど言いましたように、固定電話、それから携帯電話についてはGPSという機能があるようでありまして、そこから位置が特定されると、例えば、中川村の、例えばですね、中組のこのあたりで救急の、どうも患者さんが発生したぞというの、電話で、こう、場所までわかるシステムを携帯、載せます。それをですね、一番近い、現状の中で、どこが近いかというのは、明らかに南署になるわけですけど、仮に、南署の救急車が2台、出払っていた場合には、すぐ近いところはどこか探しまして、待機のところの北署、北消防署に指示をいたします。指示をされた救急車は、同じように、このどこへ行けという、カーナビみたいなものをすべての車両に搭載をいたしますので、それを見た上で出動ができますので、不慣れであっても間違いなくそちらのほうに行くことができると、こういうことがメリットであるということで申し上げたいと思います。これは、救急車ばかりじゃなくて、消防自動車についても同じでありますので、そういう面で、実際に効果が発揮されることが期待されるということでもあります。

○7 番 (湯澤 賢一) それなりに、また、もう少し検証してみたいと思いますが、次には、このメリットとして3番目に書かれている問題で「組織体制の一本化により、自賄方式」というんですかね、「小規模消防本部を同時に解消し、消防力の強化ができる」としています。消防組合が構成市町村で経費をそれぞれ出し合って、そこで組合全体としての財政運営をするというのが本来の消防組合のあり方だと思いますが、中には、職員の給与は、例えば中川村の職員分は中川村で支払うというような、一部が自賄方式の組合もあるようですが、現在の伊南行政組合の消防本部は、この自賄方式を含まない消防本部に中川村の負担分を納める形で、要するに、ほかの町村の方々と差別がないような給料っていうような形で運営されているという認識でよろしいわけでしょうか。

○総務課長 伊南行政組合の職員でありますので、これによって賄っております。私どものほうから負担金を出させていただいていると、上伊那の伊南の4市町村は同じ形でありま

す。

○7 番 (湯澤 賢一) わかりました。

広域化されても、よく言われるんですが、南署も北署も、今までどおり残るということで、その部分は、全く今までと同じなんだというふうなことがよく説明されます。この部分で、例えば、上伊那消防広域化研究会が出した上伊那地域の消防広域化に向けた将来像の中に目指す消防の姿が掲載されております。お手元に資料を配付させていただきましたので、ごらんいただきたいと思いますが、現在、伊那消防署では、この図によりますと、職員が141人、救急車が8台、消防車が、各、いろいろ混ぜて10台、それからはしご車1台というふうな形、それから、伊南行政組合では、職員が65人、救急車4台、消防車が各種合わせて6台というふうになっております。これが、資料によりますと、このさらに一番右の広域化されたイメージでは、単純に伊那と伊南を合計しただけの数字になっております。この数字を眺めていても、この数字だけでは、どうして自賄方式と小規模消防本部を同時に解消して、消防力の強化ができるのかということがよくわかりません。現在と広域化後のイメージ図を見ての違いは、伊那と伊南に各1つある、この図で指令センターが、高機能指令センターをつくること、このことだけが、ちょっと違うのかなあと、要するに、この部分が、すごい大きなメリットがあるんだというふうな説明かと思いますが、この部分も、ちょっと、もう1つ、先ほどのことと、若干、関連しているかもしれませんが、教えていただければありがたい。

また、もう1つ、ちょっと、これは老婆心かもわかりませんが、職員数や救急車、消防自動車の伊那広域の、上伊那広域の全体の総台数、あるいは総人数が変わらなくても、消防署ごとの台数、つまり南署の台数を減らして伊那署に増やすというようなことはあり得ないというふうに思っていてよろしいのでしょうか。

その2点、お願いいたします。

○総務課長 先ほど議員が配っていただいた説明書はですね、昨年の3月14日の議会開会中に開催をさせていただきました議会全員協議会で、この場で配らせていただいた物かと思えます。この段階で見させていただきますのは、このことを、もし仮にですね、合併することによって消防署の署員が縮小される、あるいは現行の台数が減らされるということが、もう、数の上で明らかであるならば、これは、もう、皆さん反対するということが十分考えられますし、この段階では、こういう資料だけお出しをしたと、いろんな憶測を呼びますので、そういうことでもあります。

それから、もう1つ、その合併したらどうなるんだと、南署についてでありますけれども、先ほど、私、申し上げましたとおり、南署は受け持っているところが一番小さいかとは思いますが、先ほど言いましたとおり、消防自動車2台、それから救急自動車、救急搬送車2台と、各2台を保有しております、これは最低の数であります。これを運営するために署員を当直、宿直の人数を確保しながら運営をしているということでありまして、この最低の数は確保していく必要がありますので、車の台数等を減らして、これを、例えば、北署や、大きいところの伊那消防署のほうに

1台増やして、こちらの数を減らすということはないというふうに認識をしております。

○7 番 (湯澤 賢一) 若干、老婆心的な心配だったかも知れませんが、そんなことはあり得ないと、南署が縮小されて伊那が大きくなるなんていうことはあり得ないというふうな判断でよろしいということでもあります。

それから、4番目に書かれておりますことは、「出動時、出動態勢が強化され、災害規模、種別に合わせ複数署から複数部隊や特殊装備を積載した部隊が出動できる」とあります。まず、複数署から複数部隊の出動が必要な災害であるのかどうか、それは、災害現場の住民の通報で消防本部が判断するのでしょうか。あるいは、災害現場の判断や役場がするのでしょうか。初動時出動態勢が強化できるとするならば、通報を受けた消防本部が初動時で判断する判断材料はどういう形になるのかお聞きしたいと思います。

○総務課長 まず、通報を受けたときの判断材料は、まず、今でもそうでありますけれども、指令センターに入ったときに、指令センターの中から判断をして指示を出すということになります。例えば、今の場合ですと、きょうも火事があったわけですが、通報を受けた南署、消防自動車が出動します。それとあわせて指令車も一緒に出ていきますので、これで火災の状況については、南署、あるいは本部とのやりとりをしながらも、応援をどうするかとか、規模を、そこで判断をいたしまして、応援体制を行うということでもありますので、役場が判断をするのもなければ、指令本部が、直接、受けたときに判断をするというものでもございません。最終的には、指令車のほうで応援をしてくれというような判断がされたとしたら、指令センターのほうから新たに増車出動を指示をするというようなシステムになっているということでございます。

○7 番 (湯澤 賢一) これには、初動時の出動態勢が強化という、だから、通報を受けた時点での、その最初の初動の態勢が強化できるというふうになっております。この辺も、まだ、さらに検証していく必要があるのではないかと、どういう通報がされるのか、どういう通報が来るのかということが、多分、通報を出すこちら側も非常に難しい問題があるのかなあという気がいたします。

次に、5番目のことについてお聞きしますが、5番目としてメリットに書かれている「はしご車や化学車などの特殊車両は、確知時から」要するに知ったときから「上伊那全域へ出動が可能になる」とあります。はしご車は、中川村では余り出動の機会がないと思います。広域化することではしご車の応援が得られるようになるのはどのような場合か、あるいは、どのような地域か。それで、はしご車の定義というのはどんなものかということも、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○総務課長 はしご車の整備の基準についてであります。高さ15m以上の中高層建築物がおおむね10棟以上、または劇場、映画館、集会所、百貨店、展示場、旅館、ホテルなど、病院、診療所も含むわけですが、こういったものの中高層建築物がおおむね5棟以上で1台以上のはしご車が必要というようなことのようにあります。したがいま

して、伊那市、駒ヶ根市が想定を、今の中ではされるのかなあというふうに思っております。

中川村では、非常に、このはしご車の出動を想定することは、まずないだろうというわけですが、お聞きをしましたら、火災以外で、全国的には、その中州に、増水したときに、釣り人だと思いますが、中州に取りの残されてしまって、この方をはしご車を使って救助したという例があるようでもあります。どういうふうにしたかは、ちょっとわかりませんが、ですから、まあ、中川村ではしご車の出動は、まず、ないというふうにお考えいただければいいのかなというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 上伊那全体では、やっぱり、はしご車が1台ぐらいいいのではないかと、そのためには広域化をしなくてはならないというふうなことかも知れませんが、6番目に書かれておりますことは「上伊那メディカルコントロール協議会との連携から救急活動の統一が図りやすく、より質の高い救急業務の提供ができる」とあります。メディカルコントロール協議会とはどういう会なのか、それによって救急活動の統一とはどういうことなのか、質の高い救急業務とは具体的にはどういうことか、また、メディカルコントロール協議会は消防組織を広域化する、しないにかかわらず救急活動が円滑にできるようにするために設立された協議会とも考えられますが、上伊那の広域にしないと救急活動の統一が図りにくいのか、伊南行政組合では連携ができないのか、この点をお聞きします。

○総務課長 メディカルコントロール協議会は、医療行為ができるのはお医者さんでありますし、病院によっては、搬送する先には専門医がいらっしゃるということで、これを救急隊員、かなりの資格を持った者が行って、医師の指示を仰ぎながら、どこに搬送するか、どういう処置をとるかということ素早くかつ迅速にできるように、日常的にといいますか、こういう場であらかじめ医師の皆さんと協議をして体制をとっているという重要な会議であります。

何をするかということでもありますけれども、上伊那メディカルコントロール協議会につきましては、今、申し上げたような部分でのメディカルコントロールを担当する救急医療機関と医師を選定をすること、それから、病院に到着する前の救護に係る消防機関と医療機関の連携のあり方について検討をすること、それから、やることの手順書ですね、何といいますか、どういう処置を、まず、やるのが一番大事かということの手順書とマニュアルと一緒に協議会の場でつくっていくということ、それから、救急救命時に対する指示の体制、それから、救急隊員に対する指導、助言をこの場で調整をする等々、幾つか、5項目くらいの大きな要素があるわけがあります。

当然、申し上げたとおり、上伊那の医師会長さん、それから医師会の副会長さん、それから伊那保健福祉事務所長ほか、救急病院の病院長、消防本部の所長、今現在では伊南行政組合消防本部、それから伊那消防組合、この2名の長が入って組織をしているわけですが、おっしゃるとおり、別に、今でも問題になっているわけありませんが、これが一本化されれば、伊南消防組合、伊南行政組合消防本部、それから伊那消防署、伊那消防組合って、こう、頭が2つじゃなくて、これが1つに

○7 番

なりますので、そういう意味での流れといいますかがよくなるかなあというふうに思っているところであります。特に、だからと言って、このことが、合併をしないとこれがうまくいかないと、流れないということではありません。

(湯澤 賢一) 住民サービスのメリットという中で書かれているものについて順に質問してまいりました。

私としては、どうして、ほとんど今までと変わりが無いのではないかというふうな、今の状態で十分ではないかというふうな気がしておりましたが、若干、やはり広域にしたほうが良い部分もあるということも理解はできた部分もあります。

しかし、全体としては、中川村にとっては余りサービスの向上にはならないメリットのようにも思います。っていうのは、やはり広域化のメリット、こうした形の広域化のメリットというの、どう考えても人口30万とか50万とか100万とかの非常に大きな大都会の行政区の入り組んだ行政体では大きな効果があるのかなあと思いますが、それを、ほとんどそのまま中川村に無理やり当てはめてもメリットは少ないのではないかと。

もう1点、この件についてお聞きしますが、消防体制の基盤強化としての7点目のメリットとして、スケールを大きくすれば大きな災害に対応する体制が強化できるという考え方、つまり1対1は2になるという考え方だと思いますが、なるほど、上伊那の広域のどこか1カ所に大災害が発生した場合、上伊那広域の全体の消防力がそこに集中させて使えることを頭上で想定すれば、広域化大変有意義なことにも思いますが、しかし、地震などの大きな災害や何百年に一度の地震や大豪雨などの大規模な自然災害は、恐らく中川村だけで発生するものではなく、例えば伊那谷断層の活動が地震を引き起こした場合は、上伊那全体が被災地になることも考えられます。その場合、広域化が、組織が大きくなることから地震などによる大災害への対応能力や広域的な受援体制が強化されると書かれていることが災害現場で実現できるかどうか、それが本当にできるかどうか、私は大変疑問に思います。また、さらに大きな県の枠を超えるような、例えば東日本大震災のようなあちこちの全国的な受援を受け入れるような場合については、また別な形で考えるべきだと私は思いますが、この件については、見解の相違もあろうかと思しますので、答弁は要りません。

次に、消防救急無線のデジタル化と新指令センターの一本化整備が中川村にとって今よりよくなる点についてはどういう点なのかについて質問いたします。

消防財政の効率化と整備費用の低減化として4点書かれておりますが、ここを読むと、広域化の目的が経費の節減が主たる目的のように思います。その中の4番目として「消防救急無線デジタル一本化整備、通信指令センター一本化整備により、経費の削減ができる」とあります。消防救急無線をデジタル化することが、動かすことのできない、もう、法律で決められた前提で、消防救急無線のデジタル化が電波法審査基準の改正により28年5月31日までにアナログ方式からデジタル方式へ移行する、さきにも申し上げましたが、ことが定められたことから、どうしてもやらなければならない、しかし、多大な費用がかかるために費用削減のためのスケールメリットのため

に広域化せざるを得ない、この広域化には、どうした苦肉の策の一面もあるのではないかと思います。

中川村第5次総合計画によりますと、その第3章で、安心・安全の確保の、その第3節の防災のところで「防災行政無線は平成21年度にデジタル化の整備を行い、防災状況の住民への迅速な伝達や災害発生後には安否確認、被害の状況の把握、村民生活の支援に必要な情報収集など、行政と地域の双方向での通信が可能になりました」とあります。さらに「消防団無線は消防団車両への無線機の搭載を積載車の更新に合わせて実施しているが、現行の使用期限」つまり平成28年5月「までにデジタル化が必要になる」とあります。つまり、消防団の積載車の無線もデジタル化しなくてはならないということです。防災行政無線には、もう既に21年にデジタル化されております。私、この機能に双方向でという、これがあるという話は聞いていたけど、実際に、これ、だれか使えるのかどうかという、ちょっとその部分は疑問がありますが、全村を網羅できる放送による固定的周波数、ここにあるらしいんですが、その周波数とは違う、もう1種類の、移動できるもう1つの周波数の電波があって、それを使えば消防団車両に積載する無線のデジタル化は可能だと聞きました。これは非常に安く、費用が安くて済むんだと、消防団車両のデジタル化は、新たには、それ自体、大きな費用がかかるので、防災行政無線の移動用の周波数を使ってデジタル化しようと、そのところを研究しているというふうにお聞きしましたが、この消防団無線のデジタル化と電波法審査基準の改正による上伊那広域が取り組もうとしている広域消防デジタル化とは関連があるのかどうか、この件に関しては、特に通告してありませんが、わかりましたら端的で結構ですので教えていただきたい。消防団無線のデジタル化と広域消防のデジタル化とは関係があるのかどうかという、この部分をお願いいたします。

○総務課長

関係はございません。広域でやろうとしておりますのは、各署のほうに通知をいたします火災や救急の、あるいは災害時のときの情報の連絡網をデジタル化をしようということでありまして、各団につきましては、各市町村で、今のところ、おっしゃられたとおり、平成28年の5月30日がアナログ波が使える期限でございますので、それまでにどのような形で整備するか、いずれにしても、移動系のデジタル消防自動車ですとか、そういったところに積載をして、本部と通信を可能にするのは移動系というふうに言うわけですけど、にするのか、あるいは、今、同報の中川村の防災行政無線を使っておりますが、それに乗っけるような形でできるのかということも含めて考えるわけですが、今度、広域化の消防無線のデジタル化とは違います。明らかに違いますので、よろしく申し上げます。

○7 番

(湯澤 賢一) 指令業務っていうのは、従来、各消防本部が単独で施設を整備、運用することが原則としておりました。そのほうが各地区ごとに違う条件下での特殊で複雑な災害対応や高度な救急サービス等に対応できたからだと思っております。例えば一本化された、広域化で一本化された30km先の指令センターから、こういう言い方は、ちょっときついかもかもしれませんが、災害現場へカーナビでなければ到着できない指令に私たちの村の安全を任せるのかどうか、私は、実は、まだ、大変疑問だと思ってお

ります。指令業務の一本化で今までどおり、特に119番通報に迅速に対応できるかどうか、携帯電話の話や、いろいろありましたが、不安はないのか、ほかに方法はないのか、つまり、デジタル化されている村の行政無線の、今、おっしゃった電波を使つての消防救急無線の代替案とする可能性は全くないのか、その辺について、ちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長

今の、その消防組織、中川村は、伊南4市町村と申し上げますけれども、何年前ですか、一本化をいたしました。伊南行政組合消防本部として一本化をしました。そのときの議論はどうだったかといいますと、やはり広域で指令を一つにして、広域でまとめて、職員が専門家となって、消防、それから救急業務に当たったほうが、より住民の安心と安全が得られるということで一つにして、そのときには、今現在では、伊南、南署と北署を整備をしてきたいという経過がございます。今回の合併についても同じようなことが言えるわけでありして、住民の皆さんから見れば、1つは、何ていいますか、その安心や安全がより確保できるのであれば、やはり、これは、合併についてはOKであろうし、また、その合併によりまして、中川村が、大きくすることによって新たな負担を強いられるようなことがあれば、これはどうかという、そういう観点もあるわけでありまして、第一は、村民の安心と安全が確保されるということだと思えます。

これが、一つ、一緒になるっていうのは、確かに、おっしゃるとおり、無線のデジタル化、アナログ波は、もう、これは、3年後の5月30日までだよということで期限が定められているので、議論の中で、それぞれに整備をするのか、それとも合併したとしたら、どちらがいいかというところを現実の話として議論していったことは間違いございません。その中で、やはり、合併した上で整備をして、それから、将来的には、先ほどお話のありましたとおり、救急自動車、それから消防車、はしご車、科学車、もちろんでありますけれども、こういったものも、長い、そのスパンの中で整備をしていったときには、それは伊那へ入れるやつも、中川の村民が負担することになるわけですけど、長い目を見たときには、そちらの方が得であろうという議論の上に立って、今、そのことを議論しているわけでありまして、住民の皆さんから見ると、なかなか密室でというふうに映るかもしれませんが、あくまで協議会の中では、そういうスタンスで議論をしているということ、まず、ご理解をいただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○7 番

(湯澤 賢一) 今、総務課長おっしゃられましたように、やっぱり住民の中には、やはり、いろんなことに、消防が遠くへ行ってしまふような気がして疑問や不安がたくさんあるかと思えます。自治体消防の一掃というものは、戦後の憲法から出発しているそうですが、まさに自賄方式で、自分の村は自分たちで守る原点は、中川村には地形や住民の年齢構成、その他、独自の中川村の防災のあり方があるように、それぞれ各自自治体ごとで違うということが主な理由かと思えます。

例えば、今、中川村で、当面、どうしてもドクターヘリのヘリポートは、やっぱり、大至急、要るのではないか、あるいは、集中豪雨では、中川村では、大川もさるこ

とながら、普段は水が流れていないような小河川や小さな沢に大きな危険があることは、36年の災害の大きな教訓であります。

私は、消防救急無線のデジタル化に反対できるほどの技術的な知識はありません。今、説明を聞けば、ああ、なるほどなというふうになってしまう程度ですが、ただ、指令本部の一本化には、本当に、ちょっと、まだまだ疑問があります。私は、伊南行政の今やっている範囲までが、本当にきめ細かさということではぎりぎりいっぱい広域化だと、こんなふうになっているところでもあります。

中川村の防災は伊南行政組合の消防署の、それも南署との今以上の密接な関係を重要課題とすべきではないのかなと、もっと大きな災害については、それこそ、災害、お互いさまというような感じで、しっかりした協定をそれぞれに結んでいけばいいのではないかというふうに考えております。

村長は、上伊那広域連合が財政支援で取り組んだたかずやの里の問題では、その市町村の負担割合で、中川村村民が起きる不公平に対して、頑固にその非を主張したとお聞きしました。私自身は、この問題では、若干、村長で考え置くことにしますが、しかし、村民の利益を守る村長の強い姿勢には、本当に驚嘆する思いであります。村外からも、中川村の村長はすごいねという声が聞こえてきました。

消防広域化の問題でも、伊南行政組合の議会任せということはないとは思いますが、単にデジタル化等の時代の流れと妥協しないで、村として村民の安心・安全のさまざまな角度からの検討と慎重な審議を求めます。もし、村長、ご意見お願いできればありがたいですが。

○村 長

この件は、再三お話がありましように、もともとは、その無線のデジタル化をしていかななくてはいけないというところからのスタートであります。その前の段階としては、県として一本化したいとか、県の方針として県として一本化とか、あるいは県全体を2つの消防本部にしたらかどうか、いろいろ、そういう大がかりな話がありましたが、その話も、いろいろやってみたけども、やっぱり、それは、ちょっと無理かなあみたいなことで、途中で立ち消えになりましたが、デジタル無線にしていかななくてはいけないということ、それは、その一緒にやるかどうかは別にして、とにかく、それぞれやっついていかなくちゃいけない、消防団無線もデジタル化していかなくちはいけないという、そういう状況の中で、伊南としてもやっついていかなくちはいけない、それから、上伊那の北のほうとしてもやっついていかなくちはいけないという中で、1つには、それを同時に1つの仕組みでシステムとして入れていけば安くなるんだというようなことがありまして、まず、だから、常備消防の一本化とデジタル無線の一本化とは、1つの別の話としてお考えいただいて、とにかくデジタル化はしなくちゃいけない、するんだったら一本化したほうが得だねと、それぞれ負担が少なくて済むよね、そうなるくと、当然、その指令センター、情報を受ける場所も1カ所になるよねと、それについては、今おっしゃったようないろんな不安があるけれども、先進事例を見て、その今の新しい技術だと、電話をかけてきたときに、オートマティックに、そのかけてきた場所が瞬時に地図上で示されて、それが指令センターでもわかるし、

救急車とか消防車の中でも見られるから、すぐにそこに向かって走り出すことができるというような、そういう意味のカバーができる。

ただ、おっしゃっているとおりですね、いろいろ、ほとんどの場合、見えるのは、南署から見えるので、今までどおり、きょうも5回目の、この数週間で5回目の出勤があって、消防団の皆さんとも消防署の常備消防の皆さんとも、もう、しょっちゅう接点があって、中川の土地勘も持っていらっしゃる方々に来ていただけているわけなんですけども、それにしても、どこか道の工事をやっているとかですね、どこどこの沢水が、きょうは、最近、枯れているから、どこから水がとれんとかですね、ここからだったらとれるとか、そういうふうな地の利っていうふうなことも、やっぱり必要だと思います。だから、南署の皆さん方との、おっしゃるとおり、コミュニケーションも大事だし、消防団、バックアップする消防団の力というのもすごく大事なことかなというふうなことを思います。

そんなことをしながらですね、守っていく、その地域で、いい体制でですね、迅速に、新しい仕組みがあれば、メリットもデメリットもあるかと思えますけども、運用上ですね、今、申し上げたようなことしながら、運用上のカバーもしながら、いいところを生かし、デメリットが生まれなようなことをしていきたいなというふうに思っています。

それと、これに至るにはですね、伊南行政とか上伊那広域だけでの一部の人たちだけでやっているわけではなくて、常備消防の方だけではなくて、例えば、中川村もですね、消防団の団長経験者の消防委員の方なんかにも、繰り返し会議に参加していただいて、一番、その中川村のこれまでのことも、いろんなことがあったということも知っておられる立場の中で、どういうのがいいのか、いろんな立場の人が入りながら、ああでもない、こうでもないという中でですね、いい形をつくってきていただいたということだと思います。

最初に、ついでに申し上げると、そのマスコミの皆さんなしでというふうな話でしたが、どうしても、やっぱり、限られた紙面の報道になっちゃうと、それぞれが検討中だというふうな、こういう提案がなされましたということだけでも、それがひとり歩きを、どうもしていつてしまっって、こんなふうになったらしいじゃないかというふうな形で、その広域の議会に入っていない議員の皆さんなんか、こう、どうなっているの？みたいな話があったときに、わからないみたいなことがあったというふうなことで、ちょっと、きちっと全協等々でお話をして、議会の皆さん方にもご説明した上で、一般のマスコミのほうにはお知らせをしようという、そういうふうな話になったというふうなことで、ですので、この間も全協に来ていただいてお話をしてもらいましたけども、そういう形で議会の皆さん方にもお話、ご説明をしながら、その上で一般の村民、住民の皆さん方にもお知らせをしていかないかんという、そういう段取りをだいにせないかんという、そういう中から生まれてきたことであって、別に知らせんうちにすべて方をつけてしまおうということではないかというふうに思います。

○7 番 (湯澤 賢一) 以上で質問を終わります。
○議 長 これで湯澤賢一議員の一般質問を終わります。
次に、1番 中塚礼次郎議員。

○1 番 (中塚礼次郎) 私は、さきに通告いたしました2問について質問いたします。
まず、最初にT P P交渉参加表明断固阻止の取り組みについて質問をいたします。
安倍首相は、オバマ大統領との首脳会談を通じてT P P交渉参加に踏み出す意向を表明しました。農業、医療、建設、消費者、放送など、国民の多数がT P P交渉参加に反対し、地方自治体議会の9割以上が反対、慎重の決議を上げているにもかかわらず、それを押し切って日米首脳会談の場で交渉参加に踏み出すという暴挙にかじを切りました。

発表された日米T P P共同声明文書では、冒頭にすべての物品が交渉の対象とされると明記され、T P P交渉参加国が確認しているT P Pのアウトラインに基づく協定を達成することを確認しています。T P Pのアウトラインは、関税並びに物品、サービスの貿易及び、投資、その他の障壁を撤廃することを明記しているものであり、アウトラインの達成とは関税と非課税障壁の聖域なき撤廃にほかなりません。共同声明は、特定の農産物の重要性に言及し、一方的にすべての関税を撤廃するよう事前に約束することを求めるものではないとしています。

安倍首相は、これを根拠に、T P Pでは聖域なき関税撤廃が前提でないということが明確になったと述べていますが、これは重要品目を例外扱いすることを認めたものでは毛頭なく、交渉の中で言うだけは言うてみることを認めた程度のものに過ぎません。

また、T P P交渉参加によって私たちの命と健康を守る公的医療保険制度が揺らがされることが懸念されます。日本医師会は、T P Pの対象に仮に公的医療保険がそのものが訴状に乗らなくても、知的財産分野における薬価や医療技術、金融サービスにおける私的医療保険の拡大、投資分野における株式会社の参入、この3つが対象になれば、国民皆保険の崩壊につながることを指摘しています。国民皆保険を守るためには、公的医療給付範囲が将来にわたって維持すること、保険外診療の拡大につながる混合診療を全面解禁しないこと、営利企業を医療機関経営に参入させないことが必要だと訴えています。

村長が所信表明の中で述べられたT P Pや原発の問題は、私たちの命と暮らしを守る上で大変重要な問題です。住民の命を暮らしを守ることは、行政を預かる長とし、議員として守り抜かなければならない責務であり、この立場に立ち切れるか、貫くことができるかどうかではないでしょうか。

村長が、この8年間、そして、これからも、これから先もぶれることなく貫いていくことに私は敬意を表します。

T P Pへの交渉参加は、国民はもちろん、中川村村民の命と暮らしにかかわる重大な問題です。多くの方たちの理解が必要ですし、重要であります。

再度になりますが、村長の考えをお聞きしたいと思います。

○村 長 TPPについてご質問というか、どういう考えかということのご質問をいただきました。

この間も、ちょっとお見せしたんですけども、後ろにもいらっしゃいますけども、信濃毎日新聞、2月24日、安倍首相が東京に——東京じゃない、ワシントンに行って、時の共同声明という話なんですけども、「関税撤廃例外を容認」というふうにこちらのほうには書いてあって、同じ日です、日本農業新聞では「TPP例外補償なし」というように全く違うニュアンスで書かれていると、どっちがほんまかいなという話になるんですけども、信毎さんのほうにも、共同声明のポイントとして3ポイント挙げてあるんですけども、挙げてあるところを見ると、最初から全部撤廃をするということではないよと書いてあって、それぞれの国に、いろいろ難しい問題があるよねということが書いてあって、けども、すべての物品が交渉の対象であって、包括的で高い水準の協定を達成していくことになるというふうに書いてあるから、当たり前前提の部分だけを抜き取ってですね、安倍首相も、それから、信毎さんだけではないと思いますよ、日本のほかのマスメディアはすべてなんですけども、例外が認められた、ああ、これでよかった、よかった、安心だというふうなニュアンスを醸し出しているというふうなところがすごく変だなというふうに思います。

実は、先週あたりではですね、13日、つまり、あしたですね、あしたに安倍首相は参加表明をするのではないかとというふうな、いろんな情報が飛び交っておりました。

きょうは、朝、NHKです、アンケート調査の結果というのをやっています、TPPに関して、日本の要望に沿った形で、その交渉の内容をですね、変えること、変えられると期待していますかというふうな調査をしたと、そうすると49%が、きっとできるというのと、それから、まあ、ある程度できるんじゃないかというのが49%の人が、これから交渉に参加して、日本に有利な状況をつくっていくことができるのではないかとというような結果でしたということもNHKの報道でありました。

だけど、もう1回、これ、日本農業新聞、今朝の新聞ですが、TPP合意で、アメリカが各国に説明した、既に成し遂げた、この既存の合意は修正できませんというような、これまでに参加した国が合意した内容については、新たに参加したところは、それについて、もう1回考え直してちょうだいよということとは言えないということが書いてある、そのことについては、国会でも既に、答弁じゃないわ、質問があって問題にされているにもかかわらず、そのNHKの世論調査の結果って、その結果はそうだったかもしれないけども、それにつけ加えて、けども修正はできないんですよということをつけ加えないと正しい報道ではないと思うんですけども、ことTPPに関しては、いろいろ、日本のマスコミの報道ぶりというのが本当に踏み込んだ正しいところまで行っていないというふうに思う部分が多いので、よろしくお願ひしたいと思いますが、それでですね、TPPについては、何が問題かっていうと、もう、議員さんもお存じのとおり、グローバル企業が自分たちの都合のいいルールで、今までの消費者保護とか、いろんなルールがあるものをですね、自分の都合のいいものにどんどん変えていこうという、だから、関税なんかは大した問題ではないと、関税

よりも、それこそ為替のね、1ドルが幾らになったかというほうの影響のほうがはるかに大きいんで、関税で2%や3%税金をかけた、かけんかっていうことよりも、円がどうなるかっていうことのほうがはるかに大きな影響を与えるので、本当は関税じゃなくて、非関税障壁、つまり、そのそれぞれの国のこれまで積み上げてきた商習慣をどれだけ守れるか、どれだけ壊されるかというふうな話かというふうに思います。

これは、村のホームページの村長の部屋のTPP反対コーナーにも、この間、掲出をしたんですけども、アメリカの市民団体がやっているテレビ番組、テレビかあれはどうか分かりませんが、ニュース番組がありまして、「デモクラシー・ナウ」というふうな番組で、報道で賞も取っているやつなんですけども、独立した、広告なんかで、そのお金をもらっていない、独立系の報道のプログラムなんですけども、そちらでも、TPPについて漏れてきた情報の報道ということをしていまして、アメリカの市民の皆さん方もTPPについては非常に警戒、我々と同じ警戒をしています。それは、つまり、グローバル企業の都合のいいルールに国内ルールが全部書きかえられていくのではないかと、ISD情報が一番ですよ、それ、おれは、この国でこれだけもうけようと思ってやっているのに、もうからん、もうからん理由は、この国の商習慣が邪魔しているんだから、この商習慣はけしからんと言って、それに罰金をかけたり、その商習慣を変えさせたりするっていうふうな、そういう仕組みがあって、それが保険の中で来れば、混合診療で健康保険制度が破壊されるのではないかと、職の安全の部分で行けば、遺伝子組み換え作物とか、それから狂牛病のおそれのある輸入牛肉とかを、例えば学校給食に使わなくてはいけないような羽目に陥るのではないかと、いろんな、そんな心配があると思います。

そういうことなんで、よく言われているような農業問題にとどまらない大きな影響があるので、もう本当に正念場だと思いますけども、声を上げていかないと、この間も、農協さんを中心として、チャオのところでありましたけども、声を上げていかなくてはいけないし、参加表明しただけで、それで、もう終わっちゃったということにはしないためにも、粘り強い、もう、あした、ひょっとすると、そういうことがあるのかもしれませんが、反対の声を上げていかなくてはいけないなというふうに思うところでございます。

○1 番 (中塚礼次郎) この間のJAの集会でも、私も参加して村長の発言を聞いておりました。まあ、心強く思って、今、また再度、聞かせていただきました。

TPP交渉参加反対の声と運動というのは、この中川村から全国へと大きく広がりました。3・11の東日本大震災で、ちょっと出ばなをくじかれたような感はあるんですけども、それで、このTPP交渉への参加と交渉推進というものは、今、村長が言ったように、農業だけではなくて、日本の経済のあらゆる分野と消費生活に重大に影響を与えて、地域経済やコミュニティーの破壊に拍車をかけるものです。

かつて、木材の輸入自由化は、日本の森林資源を奪って、山村集落を破壊させてきました。

TPPの交渉参加は、農業の問題だけでなく、ISD、村長も言われました投資家

対国家の紛争解決ということですが、T P P交渉、そういったことでI S Dの問題、職の安全・安心、医療、保険など、国の形を変える重要な内容を含むものです。

昨年の12月の総選挙で当選した自民党議員295人のうち7割の205人が選挙公約でT P P参加に反対を表明してきました。政府自民党にT P Pに関する6項目の公約、1つは政府が聖域なき関税撤廃を前提にする限り交渉参加に反対する、その2つは自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れられない、3つ目に国民皆保険制度をまもる、4つ目に食の安全・安心の基準を守る、5つ目に国の主権を損なうようなI S D条約は合意しない、6つ目に政府調達、金融サービス等は我が国の特性を踏まえるというふうなことを、この6項目を守らせ、この美しい中川村の自然、文化を次世代に引き渡すためにも、村民の生活を守るためにも、今、先ほど村長が述べていただきましたので大変心強いんですが、今、自治体ぐるみで声を上げ、行動を起こすときだというふうに私は思います。先ほど村長は、ちょっと述べましたので、ちょっと八重るわけですが、村長の考えを、今、声を自治体として上げるべき時ではないかというふうに私は思うんですが。

○村 長 自治体としてということになると、議会と一緒に決議をしてとかいうふうなことかと思えますけども、なかなか、そういうのも、どこまで広がっていった大きな声になるのかってというのがわからないところもあって、どういうやり方がいいのか、また、アドバイスもいただきながらですね、別に村だけでやらなくてもいい話なので、もっと大きな大会等々が、もし、どこかであったりするのであれば、それがJ Aさんであれ、ほかの団体であれ、いいんですけども、そういう中で参加をしていくというふうなこともあるでしょうし、いろんな、最近、ワンウィッシュと言いますが、T P Pに反対する会につきましてはですね、どのような、別に背景があろうとですね、そのことに結集するというふうな形で参加をしていきたいと思うし、いい機会があれば、また、教えていただきたいと思えます。

ちょっと、先ほど言い忘れたんですけども、そのT P P交渉の中身については、今、なかなか説明がない、よくわからないという話があるんですけど、4年間は公表してはいけけないという、それも、どうやらあるらしいですね。それ、ニュージーランドで、そういう話がぼろっと出てきたというふうなところからわかるんですけども、交渉の中身については、締結した後も4年間、成り立った後も4年間は口外してはいけけないし、それから、もし、成り立たなかったとしても、その最後の会議から4年間については、どんな会議をしたけども成り立たなかったんだというふうなことは発表してはいけけないというふうな、そういうようなことも含まれているというふうな話なので、本当に中身を説明しないまま、そういうものに入っていくというふうな、非常に、どうい、その合理的な根拠を、そんなものにやるのかってというふうなことは非常に心配なわけですけども、非常にけしからんものだというふうには思います。

それと、先ほど、機会を、また、アドバイスいただければと思います。

○1 番 (中塚礼次郎) 村を本当に思う人たちの力を大きく結集して、今後、そういった運動が大きく広がっていくことを希望したいというふうに思います。

それでは、次に、2問目として、農業後継者対策、農業生産維持・拡大に向けた取り組みについて質問いたします。

農業は村の基幹産業ですが、高齢化の進行と後継者不足は、農家はもちろん、村にとっても深刻な問題となっています。言われて長い間の課題ですが、思うように進んでいません。

今、国が打ち出している後継者難・耕作放棄地対策として農地の集積に支援する事業、人・農地プランを活用する取り組みに対する集落懇談会が各地区で開催されました。このプランは、集落、地域における話し合いによってプラン作成のための農家アンケート結果も出されています。このアンケートでの片桐地区の集約結果を見ると、回答者339人のうち農地が利用されず耕作放棄地が増加すると207人が答え、また、273人が若者の農業者が減少し高齢化が一層進むと、本当に間近に不安を持っています。

しかしながら、農業への取り組みに向けた農協の営農懇談会、営農センターの懇談会への出席者は年々減少しています。

農業後継者対策、農業生産維持・拡大を進めるプラン作成と事業推進をする上で中心となるリーダーづくりが必要ですし、急務の課題ではないかというふうに考えます。

各集落の営農組合の役員体制を見てみますと、1年任期で持ち回りという集落がほとんどです。この大きな問題を少しでも前に進めるためには、取り組みが途切れず継続されることだというふうに思うわけですが、この点について村の考えを聞きます。

○振興課長 それでは私のほうからお答えをさせていただきますけれども、農業を取り巻く問題としましては、今、中塚さんもおっしゃられておりましたけれども、それ以外にも米の消費量の減少だとか農産物価格の低迷、そういった問題、それから農業離れの進行、そういった問題も含めて、諸問題が年々増加しております。

このような中で、国の政策として、担い手の確保や経営規模拡大による所得の向上、集落営農組合の育成などが、現在、行われております。その中で、人と農地の問題解決に向けて、地区集落の話し合いで人・農地プランを作成しまして、そのプランに位置づけられ、給付条件に合うと青年就農給付金あるいは農地集積協力金など国の支援が受けられるというものであります。

当村では、南向地区営農組合と片桐地区営農組合が農用地の効率的かつ総合的な利用を図る農用地利用改善組合も兼ねております。

また、現状の農地の流動化の実情を考えますと、それぞれ南向地区と片桐地区に分けて人・農地プランを作成するのが適当ということで、平成24年度におきまして策定をいたしております。

しかし、国の要綱等、詳細が示されるのが遅かったため、当初のプランには各集落の意向を十分に反映させることができませんでした。このプランは、随時、見直すことができるというふうになっておりますので、今後の見直しの際には、それぞれの集落の意向を反映させたいということで、この1月～2月に集落懇談会を開催しまして、

集落内において中心となる担い手はいるのか、あるいは、担い手へどのように農地を集積するのか、あるいは、今後の集落の農業のあり方などについて検討をしていただきたいという願いをしてきたところでありますけれども、それぞれの集落においては、集落営農組合で対応していただく、こういうことになりましてけれども、必要な場合は営農センターの幹事が出向き支援させていただき、そういう体制であります。

また、それぞれの集落営農組合での検討結果は、南向・片桐地区営農組合で集落を越えて話し合いを行い、実効あるプランにまとめていきたいというふうに考えております。

一方、平成元年に村の農業振興施策を体系的に推し進めるために中川村営農センター、それから、南向地区営農組合、片桐地区営農組合、そして各集落に集落営農組合を設立しました。その際、集落営農組合の果たす役割は、今後、重要になってくるということから、営農組合長につきましては、地区の総代の経験者や、あるいは地区総代クラスの方をお願いしたいと、そしてまた、任期は2年を最低でもお願いしたいというふうをお願いしてきた経過がございますけれども、地区によっては、農家数が少なかったり、あるいは他の地区の役員との兼ね合いなどから人選に苦労されている集落もあるというのは承知しております。そのために、中には農協の農家組合長さんと集落の営農組合長さんが兼ねておられる営農組合もあるのが実情であります。

設立後、年々強化されてきました米政策、特に政策関係の業務が非常に多く、また、たびたび制度が改正されてきた、そのたびに文書や調査表の配付、回収、政策の現地確認、そういったものが中心になってきたという点は、反省されるところであります。

営農センターが、現在、策定を進めております、先ほど申し上げましたけれども、農業振興方策、この中では、村独自の政策を考えているわけでして、担い手の確保や農地の流動化などを推進していく上で集落営農組合の果たす役割は大きいというふうに考えておりますけれども、そのために集落営農組合の機能強化も図っていかねばならないというふうに考えております。

また、行政が、農業に限らず、さまざまな施策を行っていく上で、人づくりというものは非常に重要であるというふうに認識しておりまして、政策の成否を左右されるというふうにも言われる場合がございます。今後、さまざまな機会を生かして人づくりも行っていくように考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) 今、課長のほうから答弁いただきました。今後、人づくりに力を尽くしていきたいという答弁でありましたので、先進地等の視察に行ってみると、そこで中川とちょっと違うなあというのは、そこには長年のリーダーが1人いるというふうな視察先が多いという点からも、なかなか単年度でスムーズにいく問題ではないということでありますので、リーダーづくりということが必要だというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

農業での基幹作物は、先ほどから言いますように、中川の場合は水稲と果樹、特にリンゴでありますけれども、高齢者と後継者問題による、より手が入らず伐採だとか遊休化する果樹園が増加しています。後継者対策や農地集積のプラン遂行の流れの調

整役として農家の実態調査を行い、栽培を続けられなくなる農家などの実態をつかんだり、将来の考え方などを聞き取ったり、また、集約化、集積の可能性を探り、農地、果樹産地の保全、就農者対策も含めて、生産の継続を図るために、私は支援員を置く必要があるのではないのでしょうかということで、支援員を置く必要がないでしょうかというふうに思います。

25年度予算の農業費の中で農地相談員設置事業という賃金202万4,000円が盛り込まれておりますけれども、この事業の取り組みを進めていく範囲には及ぶものではないというふうに思います。

私は、新たな人員確保による取り組みが、今、必要だというふうに思うわけでありましてけれども、特に、この問題は、村にとっても急務な課題だというふうに思います。村としての考えを、ちょっとお聞きしたいんですが。

○振興課長 先ほどの質問の関係からも、非常に担い手と農地の問題っていうのは、非常に大きいわけなんですけれども、現在、農地の利用調整を行う組織としましては、農業委員会、それから農用地利用円滑化団体である上伊那農業協同組合、それから農用地利用改善団体である南向・片桐地区の営農組合、こういったものがございまして、それぞれが情報の共有や連携は行われていないのが実情であります。

農家が耕作できなくなった農地、特に果樹園は早急な対応が必要であり、人・農地プランに掲げられた担い手情報は、素早い対応には有効な情報と言えるというふうに考えております。

しかし、過去の例では、耕作できなくなった農地の情報が伝わるのが遅くて、既に伐採してしまったということもございました。

先ほども述べました営農センターが、現在、作成を進めております農業振興方策の中では、担い手への農地の集積を推進するために相談体制の充実、連携強化を考えております。具体的には、新年度予算にも計上させていただいている農業委員会への農地相談員の配置、それから農業委員会と農協の連携強化、あるいは地区営農組合と集落営農組合の機能強化、あるいは連携強化、あるいは、ずっと、今、出てきた農業委員会以下、関係団体の情報交換の場の設置、そういったことをして情報の共有と連携の強化を図っていく必要はあるというふうに考えております。

それから、そんな中では、農地相談員が支援員としての役割の一部を担うと思われましてけれども、営農センターの構成の中には、村のほかに農協、あるいは農業改良普及センターの職員もおります。必要に応じて、栽培技術や経営など、さまざまな農家の相談に対応することができるというふうに考えておりますので、現在の機能を有効に活用していきたいというふうに考えております。

○1 番 (中塚礼次郎) 新たな人員確保による取り組みということで質問をしたわけですが、当面は、とりあえず農地相談員設置事業、これは農業委員会の関係だということですが、あと、JAだとか営農センター、そこらの情報の共有によって対応していくという答弁であります。こういった取り組みを、この4月から実際に取り組みたいというふうなことを、ちょっと聞きましたのは塩尻であります。塩尻は、大変なブドウの、

かつては産地で、ワインの産地でありましたけども、中川村、塩尻市ですけど、中川村と同じように高齢化が進んで、ブドウ園がどんどん切られたり荒廃していくというふうな現状があって、その産地としての継続を維持、生産拡大するために何か策がないかということで、先ほど私が言ったような支援員を置くというふうなことを、この4月から、人と農地の、この国の補助事業をあわせて取り組むというふうなことを、ちょっとお聞きしました。塩尻といっても、そう遠くない場所ですので、また、そこらがどんなふうな成果を上げていくかということも情報に入れながら、何としても、この後継者不足と農地の荒廃というふうなことが中川にとって相当深刻な問題ですので、JAがあるわ、営農センターはできているわっていったって、そこのことを別に軽視するわけじゃありませんが、それは重要なことですが、あらゆる手立てを尽くして、とにかく少しでも前に進められるように取り組んでいただきたいというふうに思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長 これで中塚礼次郎議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩いたします。再開を2時45分とします。
[午後2時35分 休憩]
[午後2時45分 再開]

○議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。
8番 柳生仁議員。

○8番 (柳生 仁) 私は、さきに通告いたしました2問、曾我村政の8年を振り返ってと、もう1点は、ことしも4月から新1年生の通学が始まるわけですが、この通学路の安全がきちんと確保されているかということで質問をいたします。

前段、4番議員のほうから質問があったりしますので、重複する部分もあるかと思えますけれども、よろしく願います。

曾我村政を振り返ってということですが、8年前、私は、柳沢に曾我さんという方がいることを知りませんでした。当時、すい星のごとく登場した曾我村長は、また、2期目も圧倒的な優位でもって当選され、現在、3期目を目指して出馬表明されております。

初めの出馬のときには、自分の経験を生かして多くのお客さんを中川村へ呼び込み、お金をたくさん落としてもらおうと、そんな触れ込みがあったかと思っており、私も大いに期待しております。

当時、中川村は、市町村合併で、自立か合併かということで大きく揺れ、住民投票もあったわけですが、伊南地区でもって合併が無理ということで、中川村では、住民投票では合併がいいというような結果でありましたけども、自立の道を歩むことになりました。

曾我村長は、自立がいいと多くの支持を受けて現在に至っているわけですが、平成17年から20年まで、村長の手腕で多くのお客さんが来たのか、自主財源が上昇しているわけですが、21年では大きく落ち込んでおり、また、23

年に少し改善をされているわけですが。

最初の4年間の自主財源の伸びは、18年で22.9から20年で26.9と大きく上がったわけですが。これは、村長がお客様を呼び込むよという手腕のもとにたくさん中川村へお金が落ち込んで、そうしたことから税金等が上がりまして、自主財源が上がったかどうかということでもあります。

また、20年から22年では、逆に大きく落ち込んでいるわけですので。

自主財源を大きく上げることは難しいわけですが、この8年間をどのように振り返るか、現在のこのくらいの自主財源が継続していけばいいと思っておられるのか、そして、あとは、国から来る依存財源に頼ることがいいのかどうか伺いたいわけですが、こうした中でも、厳しい財政状況の中で、村は、この8年間で、先ほど村長の答弁ありましたが、11億円という大きな借金を返しているわけですが。このことは、自主財源の確保とは、また違うわけですが、大変な成果だと思っております。

まず、この8年間をどう振り返っているかお伺いいたします。

○総務課長 私のほうから自主財源の確保、それから変動、相手は依存財源ということになるわけですが、これについて8年間をどのように見ているかということについてお答えをさせていただきたいと思っております。

自主財源につきましては、村の運営に係る財源として自主的に歳入として見積られる収入であります。村税ですとか分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金及び諸収入というものが、それに当たるということですが、仮に歳入全体を100と考えたときの自主財源の構成につきましては、いわゆる自主財源比率というふうに言われるわけですが、これは自主財源と依存財源の2つの要素の中での率ということになるわけですので、どちらか一方の比率が——一方の比率というか、額、均衡が安定的に保たれたとしても、何らかの要素でほかのものが増減をすれば、その財源比率は高くもなり、低くもなるという変動するものであるということだけ、ちょっとご認識をいただきたいと思います。

そういうことを踏まえまして、自主財源比率について、議員も、今、おっしゃられましたけれども、見てみますと、平成16年、前の村政の最終年度でありましたが、平成16年度の決算ベースでは27.4%が自主財源比率であります。18年度には22.9%増となりましたけれども、1期目の最終年度、20年には26.9%に率とすれば上がっているということです。また、2期目の初年度の平成21年度では19.9%、次年度には18.8%と減少しまして、23年度決算では22.7%と、年度によって見ていただいたとおり、大きな増減を繰り返しているというのが実情であります。

この2期8年の以前にさかのぼって考えてみますと、平成10年前後、これは文化施設を初めとした大規模な建築、改修、こういった工事、事業を次々に手がけておりまして、予算額と決算額上、財政調整基金を大きく取り崩して繰り入れを行って運営しておったということがあります。また、ほかの事業の執行によります財源確保

をするために取り崩しもあわせて行われておりました。自主財源の総額の拡大の、これが要因となっておったということでもあります。

以降、繰り入れ金額などの増減によりまして年度間の増減はありますけれども、前年度比の均衡はほぼ保たれてきたところであります。

特徴的には、平成 16 年には、地域情報化整備事業、ケーブルテレビ電送路整備と有線電話の更新でありますけれども、こういったものに対しましての財源としての基金を取り崩して繰り入れたために大きく自主財源額、比率ともに増加を、平成 16 年はいたしております。

また、平成 20 年には、先ほども、議員、おっしゃいましたけれども、高利な利率の高い起債の繰上償還を行うために減債基金を取り崩しまして繰り入れたことにより自主財源額、比率ともに飛び抜けて多くなったということがあります。

21 年になると予算額ベースで自主財源の規模が縮小しておりますけれども、前年度まで、これは、財政調整基金などの基金の繰り入れを行って収支調整を図っていたものを、財政基金の繰り入れを最初から見込まないということにして、予算編成時点で抑えたことによるものと、それと、国の緊急経済対策などにかかわりまして国県支出金、いわゆる依存財源を充てた事業を大きく実施したことによるもので、交付税、国県支出金など依存財源に寄りがちな村の財政の自主財源縮小の色を、この年には濃くしてきたという要因と考えられるということでもあります。

一方、自主財源の大きな柱であります村税についてでありますけれども、平成 19 年度に予算額ベースでは前年度比 9.5%と大きく伸びております。さらに、決算額のベースでは 13.9%の伸びとなっているわけですが、これは、三位一体改革といえますか、税制改正によりまして個人住民税の税源移譲、住民税率が引き上がったということによります。国の制度の改正とはいえ、村財源には非常に大きな影響を与えました。これによって村税が非常に増えているということでもあります。

以降は、リーマンショックに端を発しました日本経済の不況、影響によりまして、村民税の予算及び決算額は減少傾向にはあるわけでありまして、これらも自主財源の現象を招いている大きな要因となっております。

総じまして——総じての話でありますけれども、予算ベースからいいますと、健全な財政運営のために繰入金や繰越金の過大な計上をできるだけ避けまして、あわせて国県支出金や有利な起債の有効利用による財源捻出ということに心がけた結果でありますけれども、そういう事業の組み立てをできるだけ行うということを続ける中で、予算総額に占める自主財源額、比率はだんだん縮小しているというのが傾向だと思えます。

決算ベースでいいますと、依存できる財源は確保しながら必要な事業を行う中で、前年度の前の決算年度との均衡は、比較的、最近では保たれてきているのかなあというのがこの 8 年間の中での依存財源と自主財源に関しての分析ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 8 番 (柳生 仁) 丁寧な説明ありがとうございました。

そういった中で、今、申しました、村長が中川村に大きくお客さんをお呼びして、たくさんお金を落としてもらおうよと言った経過がありますが、その成果は出ているかどうかお伺いします。

○ 村 長 先に、先ほどのご質問に、ちょっと私が思ったのは、要するに、自主財源と依存財源の比率で依存財源の比率が多い、つまり、人の金を上手に使ったということかと思うんですね。端的に言えば。村の事業、いろんなことをしなくちゃいけないけども、自分のお金でやる分と、いい制度があったら、それをうまく利用して国・県の補助を使いながらやっていると、だから、それを上手に補助事業を使えば使うほど自主財源は下がっていくのかなというふうに思いますので、これについては、職員のみならず、お金を——お金をどう使うか、使えるものを上手に使いながら、村民の利益のためにいろいろ考えながら工夫してやってくれた、その成果かなというふうなところでございます。

外からお金が入ってくるというのは、別に、その中川村の財源を増やすということよりも、村民の中にですね、いろんな商売とか、いろんな農業とか、いろんなことをやっておられる方々の所得が潤うようなことにしていきたい、それが本当にそうなっているかどうかということ、これは、また、難しいところなので、あれですけども、村政の自主財源って、ゆくゆくはそうなるかもしれませんが、例えば、望岳荘なんかにつきましては、もう、かなり大幅な赤字があったやつを、大分、累積赤字も減らしてきて、もう、ほとんど消えるかなというふうな状況まで持ってくることはできましたし、経営状況を個別には把握はしてはおりませんが、少なくとも外から見ている限りでは、チャオの駐車場なんかにも、いろいろお話、聞いていると、村外からの方も、結構、買い物に見えているような感じがありますので、そういうのは少し増えているのではないかなというふうには思います。それが、ゆくゆくは、その赤字が出ないだけじゃなくて、利益が上がって、その企業とか法人とか個人なんかでも、納税がね、控除した後、さらに利益がたくさん出て、お出し、お支払いいただけたらありがたいと思っておりますけれども、皆さん、当然、節税の努力もされるだろうし、いろいろ必要経費なんかもあるでしょうから、その辺、そこまではなかなか行かないのかもしれませんが、とりあえずは、村の歳入が自主財源で上がるということよりも、村民の中がちょっとでも豊かになっていくことが、その目指しておったところだというふうなことでございます。

○ 8 番 (柳生 仁) そうですね、お客さんが落とすお金だけでは、村は潤ってこんなあとということは思っておりますが、そんな中で、中川村っていうのは、自立しようということでもって、村長も出馬してきているわけでありまして、そうした中で、今、説明ありましたように、中川村っていうのは、うまく交付金を上手に使って運営しているんで心配ないよということで、係長のほうからもしっかり聞いておりますけれども、そうした中でも、やはり、村が自立するには、将来的に国が安定的に交付金をきちんと交付されるかどうか、これは、今、大分、さきの村長の施政方針でも、世界的にも金融がおかしくなっているよってというようなことを言っておられましたけども、

日本においても、まさに、そうだと思っております。現在のような安定した交付金が今後もきちんと来るかどうかは保障の限りじゃあないのかなあ、国の方針だから来るだろうと思いますけども、やはり、自立するには、自分でも、ある程度、財源確保するっていう考えも大事じゃないかと思っております。

そうした中で、村長は、常々、内発的でやっていこうというようなことを言っておられましたけども、内発的っていうのは、辞書を引いてみますと、外部からの刺激じゃなくて、「内部から自然的に起きるさま」と書いてありまして、まさに村民が自発的にどんどんやっていくことが内発的ということでもありますけども、それに対して、村が起爆剤として何かあったかっていうことでもありますけども、前段ありましたように、農産物加工所とか、ファームサポートとか、リンゴオーナーとか、いろいろあったわけでもありますけども、それが内発的効果が生まれておったかどうか、そういったものが村の運営をよくするための起爆剤となったかどうか、そこら辺をお伺いします。

○村 長 起爆剤みたいなもんでぼんとやればですね、ぱっと効果があるなんていう簡単な話はどこにもないかと思えます。いろんな努力を積み重ねていかなくちゃいけない、例えば、今おっしゃった、いろんな幾つのことを挙げられましたけども、美しい村連合っていうブランド化っていうふうなこともそうだろうし、いろんなブランド化の試み、中にはうまくいかなかったものもありますけれども、そういうものもしながら、いろんないいあれをつけ加えていくというふうなことが必要だと思うし、何より、まだ必要なことは、先ほども申し上げましたように、村民の皆さんにいい意味での欲を出していただいて、それによって村に税金を払えというのではなくて、その方のなりわいが、子どもがそれを引き継いで、子どもや孫がそれを引き継げるような形のものをつくっていただくことが一番大事な、別に、村への税金をですね、上げられるように頑張れというふうに申し上げているつもりはありません。

これからの財政が心配ではないかということは、もちろん、そうです。ですからこそ、先ほど山崎議員のときにも申し上げましたように、借金を11億4,000万円減らして、貯金を6億円積んで、それだけ分、その何かあったときにもゆとり持つてできるような準備態勢をしているわけですね。それから、将来負担比率も5.9まで下げているというふうなところも、そういう将来の世代に大きな負担をさせないようなことをしながら、だけでも、有利な形でお金を、予算を使いながら必要なことをしていくと、その中で、村民の皆さんに、そういうものを生かしていただいて、それぞれがもうけていただくようなことをやっていただきたいなというふうなことを考えているということでございます。

○8 番 (柳生 仁) さっきの起爆剤という表現は悪かったかもしれませんが、やはり、村長がよく言われるように、内発的で行動しろっていう意味は、1つの提案があつてこそ、それで農業を営むにしろ、そういったものを基礎に行動することが1つの起爆剤と思って表現をいたしました。爆発的に、何かぼんとほうり込んでもうかるという意味で表現したわけではありませぬので、誤解をされないようお願いいたします。そうした中で、2問目に入りますけども、今まで、議員とか、また、村外の方とか、

村内の建設の方とか、そういった方たちがいろいろの提案をしまいでました。議員の一般質問の中では、企業を誘致できないかとか、中には住宅リフォーム助成制度はできないかとか、それから太陽光発電の助成ができないかとか、そんな提案があつたかと思えますけども、こういったものは、村長、余り関心がないか、1つとして受け入れてもらえた経過がないわけでもありますけども、こういった企業でも、当時は、よく水問題っていうような答弁を聞いておったような気がしますけども、こういった企業が入ってきたりすれば、やはり、固定資産税とか、いろんな物が村の税収として上がってくるかなあと、そういったこともあつて、また、住宅リフォームなんかは、大工さんが潤うかなあ、そうすると、大工さんだけじゃなくて、いろんな物が動くかなあっていうような、こういった提案がされてきたわけでもありますけども、そういったものをことごとく受け付けてもらえなかった経過がございます。これについては、なぜ受け付けてもらえなかったのか、いま一度、お答えをお願いします。

○村 長 それぞれ、その都度、ご説明をしてきたかと思えますけども、企業誘致については、今おっしゃったとおり、水のこととか、あるいは、もともと企業団地的なものを、地形的にも、そういうものになかなか中川村は適さないというふうなこともあつて、企業団地的なものをつくらずに、逆に、上伊那、下伊那へ通えるような、農業地域と住宅、住地域、住むところとかいう形でマッチングしているような、そういうようなところを目指そうというような大きなコンセプトが中川村の場合はあつたのではないかと思います。それが、今の中川村のすばらしい景観を保全を、維持をしている1つの大きな成果だと思いますけども、そういうことで、もともと企業誘致には有利な条件はないという、余り恵まれておらなかったというふうなことがあります。だから、そのお話があつたときに、別に企業誘致はだめだというふうに否定をしているわけではないというふうなことは申し上げてきたかと思えますけども、その後、経済情勢も大変厳しいことになってきて、日本全国、大きなすばらしい企業を誘致して、みんなからうらやましがられているところがですね、今は、もう、大変、逆に、その分、いろんな設備投資をした分が、全部が、その負担になって苦しんでいるとかですね、企業誘致をするために、いろんな優遇策をつくって、道をつくったりしたけども、しばらくしたら、ちょっと企業方針が変わって、いなくなって、どうしてくれるんだみたいな話なんかよく聞くところがございます、そういふうに自分でコントロールしにくい、依存するような、それこそ依存した形っていうことではなくて、内発的な自分たちで頑張つてやっていくというふうな形をとったほうが、結果的に、こういう先の見えない情勢の中においては、しっかりと先の読める、それこそ子どもや孫まで引き継げるような、細々としたものでも、それで生活が立つようなものやっていくことのほうが、中川村のよさを持続していく、美しい村であり続けるためには、そのほう、そういう考え方のほうがいいのではないかというふうに思っているところです。

太陽光とリフォームについては、あのときも申し上げましたけど、別に太陽光をするのはいいことだし、太陽光発電に、それぞれ自分のおうちに乗せられることはいいことだと思うし、リフォームもどんどんやっていただくといいことだと思うけども、

それを村のお金をつぎ込んでやるというふうなこと、そのことよりも、もう少し、そういう、こう、階層的に言うと、ある程度、恵まれた人に対する補助になってしまって、税金の使い方としてふさわしくないのではないかというのが、私の、太陽光なんか、そういう差額分を自分で出してですね、それを設置して、そこでもうかってきたところは、その人の懐に入るわけですし、そういう形での補助というのが、果たしてみんなのお金の使い方として筋が通るのかというふうなところでの話です。ですから、住宅リフォームについても、ある程度、その、何ていうかな、なかなかリフォームしたいのにできなくて、寒い思いをしていたりとか、いろんな苦しい思い、しんどい思いをなさっている方っていうふうなことについてはいいなというふうに思うんですけども、そうじゃないような、何でもOKだからリフォームだと補助金を村から出しますよとみたいな形っていうのは、ちょっと税金の使い方としておかしいのではないかなっていうふうなことを繰り返し申し上げてきたつもりです。そういう理由でございます。

○8 番 (柳生 仁) 税金の使い方の公平っていうのは非常に難しいもので、下水道工事もそうでありますけども、相当額、公共投資していただいておりますし、基盤整備もそうありますけども、金があるからできるっていうばかりじゃないと思うんですね。逆に、今、村長、言われたように、すきま風のある方が、もうちょっと工夫すればすきま風が防げるかなっていうような方もいらっしゃると思うんです。これをひとくりに金持ち優遇っていう表現はいかがなものかなと思うわけですが、ちょっと残念でありますけども、じゃあ、やっぱり、企業誘致もそうですけども、何か企業が悪いイメージばかり述べられて、今、あちこちが閉鎖だとか言うておられますけども、中川村でも、そんなにたくさん水を使わなんでもいい物をつくっている企業もあるわけで——企業というか、小規模の工場ですか、あるわけですね、そういったものの、このアンテナを伸ばして、こう、何かないかなっていうような考えを持ったことはないですか。もう、企業は全く受け付けないんだと、現在ある会社だけで十分だというお考えだったのか、もし、中川村に適した、そういった業種があれば、呼ぼうっていうような考えを持ったことはありませんか。

○村 長 先ほども申し上げたように、企業誘致はだめだというようなことは、一言も、一度も申し上げたつもりはございませんので、来ていただけるお話があれば、いいことだというふうに思いますが、残念ながら、大きな、お店とかはあったかもしれないけども、工場というふうな形では、多分、なかった、お話はありましたよ、打診っていうか、調査に来て、空いている建物があつて、そこを、こう、改装したらちょうどいいぐらいになるなというふうなお話があつたけども、結果的には、人材確保とか、そんなふうなところでだめだったというふうな事例もありましたけども、そんな形で、工場的なものについては、外部資本が、私になってから新たに入って見えたっていうのは、多分、確か、なかったというふうに思いますが、決して、たまたまそうだったというだけで、来るな、来たら困るっていうふうなことは一言も申し上げたつもりはございません。

○8 番 (柳生 仁) どちらかという余り工場を歓迎しなかったような村政だったなあというふうに、私、見ておりますけども、この8年を振り返って、村長は、よくできた村政だったなあと思いかどうか、まとめてお願いします。

○村 長 まあまあぐらいじゃないですかね。

○8 番 (柳生 仁) まあまああつていうことは、自分的にもよくできたなあというふうに言っているかなと理解をいたしております。

そうした中で、3問目ではありますが、今年の9月だったか、私、言いましたけど、変な言い方だったんで、ちょっと理解してもらえなかったかもしれませんが、ことしも去年も非常に寒い年であります。こうした年に、結構多くの自治体が、寒いんでって、灯油代くらいっていつて、大きい金額ではありませんけども、支援をしている事例がございます。今年も2月になって、岡谷市なんかは補正をつけて支援しようということがありました。ちょっと電話で申しわけなかったんですが、伺ったんですが、岡谷市は、陳情もあつたようでありますけども、陳情があるとか、ないの問題じゃないと、こういうときには、きちんと行政として生活困窮者に支援するもんだと、こんなことを言っておられました。それから、諏訪地方の6市町村では、もう、決まって、生活困窮者に冬場は灯油代を支援しているというふうなことを聞いて、お話いただきました。上伊那でも北部のほうの町村が、やはり、独自でもって支援をしていると、それで、財源をどうするんですかって聞いたところ、国を当てにするんじゃないと、自分たちの財源でもって補助をしてやるんだと聞いておりましたけども、中川村では、村長のほうから、そういう財源の補助はできないよということで、ことしも灯油の支援はなかったわけでありますけども、こういった生活弱者、生活困窮者に対しての、こう、支援しなくてもいいという思いは、どういふところから出てくるのかお伺いしたいわけでありまして、長野市なんかでも、ホームページを見ますと、こういった方たちには、そんな高騰じゃないけども、支援するのが当然だっというふうなことを書いてあります。

中川村としては、こういう生活困窮者に、どのように思っているか、平成19年と20年ですか、国の支援があつたもんで、支援があつたわけですが、ことしも灯油は100円を超すような高騰でありましたが、村のお考えをお願いします。

○保健福祉課長 3月に入りまして、先週あたりから、ようやく春めいてきたわけでありまして、昨年の夏は、記録的な暑さと残暑がありまして、一転して晩秋から急に寒くなりまして、11月12月1月と平年より低い気温であつたわけでありまして、地球温暖化というふうに言われておりますけれども、ここ最近の冬は、そんな感じがなくて、寒さが厳しくて、高齢者の皆さんにとっても大変だったろうなというふうに思っております。

灯油代等の、その生活支援の関係でありますけれども、1つの判断材料といたしまして、灯油価格について見ますと、平成22年の冬ごろからずっと91円を超えるような状況になってきておまして、高いときで、もう102円とか105円とかつていうこともありまして、平均して96円とか98円とかいうような状況で来ておりました。

平成24年につきましては、4月が105円、それから6月には93円、7月には91円というふうに下がってきたわけでありまして、8月には94円、12月に入って96円～99円、1月に102円というような状況でありました。

灯油価格につきましては、高値のところ、この、何ていうか、上下をしております、今後も同じような状況が続いていくかというふうに思っておりますけれども、平成19年の当時のときの、この値上がり感と比べますと、少し違うのかなという感じであります。

それから、もう1つの判断材料としましては、今、議員もお話されましたけれども、他市町村の状況でありますけれども、箕輪町につきましては、福祉灯油券交付事業としまして、毎年、補正予算をつけて実施しているようでありまして、辰野町につきましては、諏訪地方が実施をしたということもあり、また、箕輪とか南箕輪が実施するというようなことも受けて実施をしたようであります。南箕輪につきましては、今年、村長選ってというようなこともありまして、聞く話ですと、村長選を意識してというようなことも、ちょっと言っておりましたけれども、それは、ちょっとよくわかりませんが、南箕輪でも実施をしたということです。伊那市では実施をしませんでした。また、宮田村、駒ヶ根市、飯島町の伊南の各市町村のほうも実施をしないということもありまして、そういうような状況だったわけでありまして、それらを判断して、中川でも実施しなかったということで、よろしくお願いをしたいと思います。

○8 番 (柳生 仁) 上伊那でも北部のほうは、そういった弱者支援をしておったけども、南部のほうは、ちょっと冷たかったかなあと、寒い冬だったかなあと思っておりますが、これからでも遅くないので、考えられれば補正を考えてもらいたいなあと思っておりますが、ちょっと無理かなあと、しかし、25年に向けて、やはり、もっともっと優しい村政をやってもらいたいと、特に、高齢者ってというのは、前にも言いましたけど、そんなに所得があるわけじゃないし、少しの支出も非常に苦しいわけでありまして、そういった村政をお願いしたいわけでありまして、

時間が過ぎていきますので、次の第2問目に入りますけれども、ことしも4月から新1年生が通学が始まります。通学途上の安全はということで質問するわけでありまして、通学路の安全対策は万全かってということで、通学路の草刈りや伊那生田飯田線、通称、竜東線でありますけれども、まだまだ車道部分で歩道ラインが必要な所が何箇所もあるんじゃないかと見ております。このごろ完成したわけでありまして、葛北のところでもって歩道ラインが設置されまして、あれは、行ってみまして、本当にうれしいことだなあと思っておりますが、ほかにも何箇所かあるかと思っておりますので、これらをどのように考えておられるか伺いたいわけでありまして、

また、竜東線で、あの深沢橋から葛北のバス停までの間の歩道ですけれども、昨年、非常に草が生い茂っておって、行って見て大変だなあと思ってた役場へ問い合わせたら「草刈り隊に任せてあるで。」って言うんで、「やあ、しかし、えらいことだ、ちょっと刈らせてくれんかい？」って言ったら、手を出さなうってことなんで、もうお願いしておいたわけでありまして、昨年、草刈り隊も草を刈ってくれまして、(現場

写真掲示) このように非常に、見えますかね?きれいになっておりまして、のり面の頭まで、本当に歩行者が楽に歩ける状況になっております。

しかし、自分が、秋、見に行ったときには、ちょっとわかりますか、歩道部分の3分の2くらいが歩けない状況だったわけでありまして。これで、私、歩行者を心配して役場へ問い合わせたところ、そういった専門家が草を刈るんで手を出さなよという話でありました。これは県道なんで、村の予算じゃないと思っておりますけれども、もし必要があれば、こういう所は、本当はボランティアでも募ってでも、予算がなければ刈れば良いと思っておりますけれども、こういった部分の草刈りを、もっと積極的にやってもらいたいなあと思っております。

そして、この後でありますけれども、グリーンベルトでありますけれども、昨年、大草中央線にグリーンベルトを引いてもらいまして、私、大変効果があるなあと思っており、歩行者を見ておりましたも、子どもに限らず、大人も、あの緑のところを歩くと、通行車両も、普段には緑のところに乗らないように見ております。すばらしいことだなあと思っておりますけれども、こういったものを、もっともっと延長できる箇所は延長できないかっていうことを、前、質問したら、なかなか難しいよって話が、答弁がありました。

中川村では、南田島から西小の間は、非常に狭いわけでありまして、あそこは非常に多くの子どもが通るわけでありまして、ああいった場所とか、それから、大草の南向スタンドから今錦さんまで、あそこも、結構、子どもさんが大勢通るわけでありまして。こういった所にグリーンベルトの設置ができれば、より子どもさんが安心して歩けるかなあと、こうに思っております。

今朝の中日新聞でありますけれども、高森町で、ゾーン30って言って、これは、グリーンベルトを約900m引いたようでありまして、その間を時速30kmに制限したと、地区も理解して、そして子どもの安全を守っているというふうになっているわけでありまして、

ぜひとも、子どもを守ることが、また、歩行者のことは道路を使う者にとって最優先でありますけれども、村として、この草刈りみたいなもの、そしてグリーンゾーンの設置、これはどのようにとらえておられるか伺います。

○建設水道課長

通学路の草刈りということが、まず1点ありますので、それについては、特に通学路というふうに限ってのお話ではありませんけれども、一般的に道路の維持管理ということでお話をさせていただきますと、毎年、地区の総代会、総代さんまたは土木部長さんたちがおいでになるところで、それぞれ地区によるご協力をお願いをしているというのが実態でございます。特に、ことしの雪による、バス路線等々を含めた沿線の木の倒れですとか、そういうものについては、所有者の方々に、事前に、できるだけ切っていただきたいと、そういうことを地区のほうからもお願いをしていただきたいと、こんなことをお願いをしながら、歩行者の安全、通学の安全、また交通の安全と、こういうことに資していただくと、こんなふうをお願いをしてきたところでございます。ただ、非常に難しい大きな木ですとか、支障木が大きいとか、そういう物がある

所もあると思いますので、これらにつきましては村のほうでもお手伝いをさせていただくということで、今、たまたま、今年、平成25年の10月までは保全隊が活動ができますので、そういう所につきましてはご連絡をいただきながら、その後の管理が地区の皆さん方、また地域の皆さん方でやっていただけるように、こんなふうに保全隊を重点的に、それまでに入れながら整備ができればと、こんなふうに考えているところでございます。

それから、竜東線の横断歩道ラインの増設の必要性和、こういうふうに書かれておりますが、竜東線、約10km、村内、あるわけでありまして。このうち半分の約5kmが整備がされていると、このうち約4.8km歩道がございます。ただ、歩道は、ほとんどが片側でありますので、村道から歩道へ行くところに横断歩道が必要になってくると、現在、渡場から北組の間の改良がされている箇所については、約7カ所の横断歩道がついているわけでありまして。これからの交通の増加等々を勘案をいたしますと、村道と接するところすべてに、かなりそういう横断歩道もしくは横断ライン、必要な箇所も、要望の箇所もあろうかなと、こんなふうに思いますので、これらにつきましては、地区の要望ですとか、それから、教育委員会ですとか、そういう部局の精査を通じながら、設置できる場所、設置の要望が強い所については、建設事務所もしくは公安のほうに要望がかけなければいいのかなと、こんなふうに思っているところであります。

それから、グリーンベルトの話であります。ことしの4月も京都の亀岡の子どもさんたちの事故ですとか、先ほども議員さん言われましたように、村でもお子さんの事故がありまして、非常に心を痛めているところであります。国交省のほうからも指示がございまして、ことしの8月、教育委員会、それから建設の部局、それから警察、それから建設事務所等々が一緒になって合同の点検を実施をしております。早急にここの箇所については改良したほうがいいだろうというところについては、伊那建のほうに要望をしながら、歩道と横断歩道が設置がされたところと、こんなふうに思っておりますけれども、本来的に、最終的に安全を考えますと、歩道の設置、整備による、この安全の確保というのが一番望まれるわけでありまして、そういうことからしますと、ことし、昨年12月ですか、訴訟の費用の補償の補正をお認めをいただきまして進めてきました県道の北林飯島線の未改良区間につきましても、用地の話がつけば、ただ単に道路改良の継続というだけでなく、歩道の新たに新設をしながらの改良についても検討してくれますよというようなお話をいただきながら、内々進めているところでありまして、用地買収の見込みがつけば、設計、概略設計に入りますよと、こんなお話もいただいているところであります。

このラインの延ばすという話であります。23年度に、沖町のところを約270～280m設置をしたわけでありまして。平成24年度は、このものについてはつけないわけでありまして、速度を抑えるような表示をやるということで、工事がぼつぼつ、もう発注済みでありますので、そちらのほうに予算を使う予定でございます。

ただ、23年度に設置した、この区間につきましても、良好に受けとめている方もお

りますし、やっぱり使いづらいなど、若干、それは、本当、近隣の方たちは、毎日、あそこを通るわけで、農耕車にしる普通車にしる、今までのスピードよりは落として通るといって、若干、不便さも感じておられるのかなと、こんなふう思うところでもありますし、また、もう1つは、この路側帯が設置をされた道路っていうのは、その車の駐停車の禁止という適用を受けますので、この設置に関しては、地域の住民の皆さん、設置をする近辺も含めて、特に合意形成というものが大切になろうかなと、こんなふうに思っているところであります。

ただ、歩く方たちから考えてみますと、車の来る方向によっては、対面から来るので確認がしやすいんですけど、後ろから来る場合には、その車の確認がしづらいというデメリットもあるわけでありまして。

ただ、そういうことを全部、勘案をしてみましても、歩道がなかなか設置できないという、こういう村の状況の中にあつては、このグリーンベルトの設置というものは有効な手段であるのかなと、こんなふうにも思っておりますので、いずれにしても、歩道の整備を推進をしないよという法律があるわけでありまして、この3号規定道路というのが中川村の中には10路線、11区間について規定がされております。これらを優先的に、この中で、そういうような設置ができる場所があれば、先ほどの教育委員会ですとか、それから地区の要望ですとか、そういう意見を取り入れながら、検討しながら設置ができていけばいいのかなと、こんなふうに今のところでは考えております。

○8 番 (柳生 仁) 前向きな丁寧な答弁で、ありがとうございました。

そういうことで、時間も来ますので次に行きますけれども、不審者から子どもを守るということで、青パトの巡回でありますけれども、1月～2月ですかね、青パトの講習会が村であったようでありまして、村へ問い合わせて「自分も一般人だけ参加して勉強したいが。」って言ったところ、担当者から「困るよ。来ちゃ。」ということで断られました。残念だなあ、閉鎖的な村だなあと私は思ったわけでありまして。職員だけが青パトの講習会を受けてですね、一般の者が参加してだめって、こんなあるんですかね。担当者の名前、聞かなかったんで、まずかったんですけども、回答は、そういうことでした。本当に残念でありました。

しかし、それは置いておきまして、24年の11月からことしの3月まで、県のほうでもって、県の予算でもって安心・安全パトロール隊というのを県下に配置して、中川村でも5日間来てくれました。その方たちに伺ったところ、こうして立っているだけでも、車の速度も落ちるし、時として携帯電話をさっと下すと、それから気をつけると、そんなことを言っております、ありがたいなと思っておりますけど、これは県の試行錯誤でありますので、今後、継続されるかどうかはわかりませんが、中川村でも青パトがあるんで、巡回回数を今後どのように、増やしてくか、減らしていくかわかりませんが、どうなっているかを伺いたいわけでありまして、また、事件であります。昨年、上下伊那でもって62件の不審者の事件があったと聞いております。中川村でも不審者の声かけがあったよっていう話でありますけれども、駐在さ

んに何うと、事件ではないかったということでございますけども、子どもを守るには、やはりパトロールが、まず最優先かなあと考えておりますが、中川村では、青パトをどのように巡回、今度、されるか、つい最近も巡回あったようでありますけども、回数が昨年より増えるかどうかお伺いします。

○総務課長 お答えをさせていただきますが、その前に、一般の人の参加を断られたというお話かと思いますが、この研修は、役場、それから教育委員会で所有をしている青パト車、登録してあるんですが、それに乗って巡回をするという前提がありますので、対象とさせていただいたのは、防犯指導に当たられる方、もちろん役場の職員、それから学校の先生方を中心にいたしました。議員さんにつきましても、たまたま柳生さんということ、議員さんについても、私どもとすれば、この機会に取っていただければいいかなというふうに考えておりましたが、もし、そういうふうに答えたとしたら、大変申しわけなかったというふうに思っております。ただ、乗る、乗っていただける方が制約されるということで、職員は、そういう立場で答えたと思っておりますので、よろしくお願ひします。

ということを申し上げた上で、増えますよねということについては、当然、そういう前提で講習を行いましたので、増えていきたいわけですが、現在のところ、防犯女性部、最近、今、お話がありましたとおり、最近、乗っていただいたわけですが、毎月1回ずつ青パトの講習の受講者が、村の、今までは防犯協会まで行ってですね、駒ヶ根まで行って車を借りてきてやっていたけれども、今回、講習を受けていただいたことによって、防犯女性部ですから、そういう皆さんで、専門家ということで、村の車両を使って巡回をお願いをしております。

それから、教育委員会につきましては、教育委員会の職員が複数名で組を組んで、年度当初と、それから秋口、日暮が早くなりますので、そういうとき、それから2学期の終了時ですから12月の年末のお休みといえますか冬休みに入る前を重点に巡回パトロールをしていただいております。

村の職員はどうかということですが、気がついたときになっているというのが実態でありまして、前々回に——前々回というか、ご質問いただいたときにも、総務課の職員を割り振って、中心に当たりますというふうにお答えをしましたが、言ってみましたが、日常の業務が非常にいろいろありまして、また、出張が重なるケースが多いということで、やっぱり困難です。ですので、複数名ですと、職員が青パト車で現場へ出る、村内に出るというようなときには、必ず回転灯を回すようなこと、それから、できるだけ、その青パトの車っていうのは限られておりますので、その車が出張で出払っているときには使えないということがありますから、できるだけ、そういったものを使うようにということは、改めて課長会やなんかで指示をしながら確認をしていって、できるだけ意識的に巡回をするというようなことで取り組みたいと考えております。よろしくお願ひします。

○教育長 不審者対策ということにかかわって、ちょっとお答えをしたいと思ひます。子どもたちが安全で安心して学校に通えるということは当然のことであると思ひし、

また、そうあらなければならないというふうに思っております。

その不審者に対しましては、毎日のことでもありますけれども、交通安全と兼ねながら、東小学校では祖父母の会の皆さん方、また西小学校では安全パトロールのボランティアの皆さん方の活動がありまして、大変ありがたいというふうに思っています。

また、子どもを守る安心の家というのを、各学校から、東地区の関係では約50戸、それから西地区では約25戸をお願いをして、万一に備えているところであります。

また、その安心の家の表示をしてある旗が大分傷んでまいりましたので、必要に応じて、順次、プレートの板のようなものですが、それに取りかえているところであります。

また、子どもたちに対しては、年度初めのところで防犯訓練というものを行っておりますし、基本的に集団下校でありますけれども、それ以外のときも複数で登下校をするということ、また、万一、そういった不審者と思われる者の場合には、近くの家とか、どういうところでも飛び込んで助けを求めるとか、あるいは、場合によれば大声を出していくというようなことを日ごろから指導し、また、通常の下校のときにも気をつけて帰るように先生方が玄関のところで見送っているという状況があるわけがあります。

さらに、補正予算のほうでも認めていただいているわけですが、本年度末には、来年度の全児童・生徒に万一の場合に備えて、こういうホイッスルを（現物を掲示）笛です。それを全員に配付したいというふうに思っております。それを使うような場にならないことを願っているわけですが、いろんな面から対応して、何とか問題の、事件のないようなふうにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○8 番 (柳生 仁) 青パトのほうも、少しずつであるけれども、改善されつつあるのかなあというふうに理解をしておりますし、教育委員会のほうでも、いろいろ試行錯誤で子どもたちが安全に通学できるように対応してくださっているんで心強く思っておりますけども、何はともあれ、事件がないことが一番いいわけでありまして、よろしくお願ひします。

時間が少ないんで、3、4、5とまとめてお願ひいたします。

通学路に猿の出没があると聞いております。そして、子どもたちには危害は出ておらないんですけども、子どもにしてみれば非常に怖いということのようでもありますけれども、こういった対策も、各小学校に威嚇銃は配付してあるようでもありますけれども、どのような対策をされているかということをお伺いしたいことと、次に行きます。まとめて言ひます。すみません。あと、通学路で落石なんか心配される箇所もあるんじゃないかと思ひますけども、さきの補正のときにも交通事故があったよということで賠償をされた経過もあります。たまたま、あれは車だったんでよかった——よかったという、すみません。言葉は、すみませんでした。車でしたので、人間にけがでなかったという、物損なんで、まあ、金銭的で済んだのかなあというふうに思っているわけでありまして。これが子ども等に当たった場合には大変なけがになるわけであ

りますけども、そういったものをどのように考えているか、新学期が始まる前に、そういった通学路の点検をされているかどうか、前にも、片桐のほうでも、1番議員、言っておりました。通学路が非常に心配だというような意見もあったわけですが、そこを通過してみますと、やはり、落石等、心配な場所があったわけでありまして、そういった点検をして、安全等の確認はされているかどうかということと、もう1点は、下校時には、東小によりまして、子どもが帰るよってという放送を流して、子どもたちがみんな帰ろうやっというような放送が流れているわけでありまして。その放送を、今の防災無線、野外無線でありますけど、あれへ接続して、全村に知らしめることはできないかどうか、全村に放送を流して、これから子どもたちが帰るんだということ流してもらって、村民の方々に子どもを守ってほしいなあというような放送が流せば、より防犯対策にも効果があるのかなあと思っております。この3つをまとめて質問いたします。

○教育長

私のほうから3番目と4番目のご質問にお答えをしたいと思います。

猿に対しましては、大変頭を悩ませているところでありまして、ことしの冬も通学時間帯では4体ほどの出没情報がありました。通報を受けて現場へ急いで参りましても、残念ながら猿は既に移動をしております、姿を見ることができないことがほとんどでした。それとは別に、1月の半ばころ、たまたまパトロールの際に竜東線の下平と北組の境にあります井戸じり、井戸久保橋付近ですか、あの付近で猿を見かけまして、爆竹とロケット花火でもって威嚇をしたところ、その後、姿を、行ったときには見えておりませんので、その効果はあったのかなあというふうに思っております。威嚇銃等もあるわけですが、やはり、その場で、やはり姿が見えたときに、爆竹とかロケット花火、そういった物のほうが、かなり効果があるということを感じております。したがって、現場で、とにかく、いる場所で威嚇をするということが一番大事だろうということで、小中学生が猿と遭遇した際、その場で何か音を出すものでもって退治できないかということをお考えして、先ほど話をいたしましたように、不審者対策とあわせて、ホイッスルといいますか、笛を配付して、それをぴいと吹くことによって、何とか子どもたちが、一たんは、その場から猿が退避するというようなことができるのではないかと、そういう期待をして考えているところであります。そういった笛のことが、まだ、実は、実際に、本当に、その笛でもって猿が退散していくというふうには、そういう検証はして、できていないところですが、その期待をしたいというふうに思っています。猿は知恵があり、「敵もさる者」なんていうことを言っている間はありませんので、何とかそういったことで対応したいと、また、個体数を減らすというようなことも考えていきたいわけですが、それは猟友会の皆さん方をお願いをすることになったり、そういうことになりまして、振興課とのほうも相談をしてだんだんに進めていかなければならないというふうに思っているところであります。

次に、4番目の通学路の点検の関係ですが、私たちが防犯パトロール等をする際にあわせて点検をしていることとか、あるいは、定期的には、各学校の校外指導

部の皆さん方が年度初めに確認をして、必要な場所については、村関係の建設水道、あるいは地区、あるいは教育委員会等への要望があつて対応していくということになっております。ただ、すべて全村を網羅してきちんと把握するっていうことがなかなかできにくいところがありますので、そういう落石、あるいは倒木、がけ崩れ等につきましても、やはり気がついた方、あるいは、その気づかれた方が早く通報なり連絡をいただいて、早目の対応をしていかなければならないというふうに思っておりますので、そんな面でのご協力もお願いをしたいと思います。以上です。

○総務課長

それでは、5点目の下校時の放送を防災行政無線のほうに接続して流すことはできないかというご質問でありますけれども、定時放送機能、決まった時間に放送する機能がついております。録音した音声を決まった時間に流すということでありまして、これは可能でございます。お金もかかりませんので、もう既に公民館の進めますあいさつ運動、8月1日～10日の間でありますけれども、これを夏のあいさつ強化旬間に実施をしております。ですので、例えば、全国交通安全運動旬間、7月の8日～15日かと思っております。これにあわせて児童、生徒の登校時、下校時刻を放送して、村民の皆さんに関心を持っていただく、また、秋の夕暮が早まるころを見計らって下校時刻を放送するなどの方法、効果的な放送の方法を検討していきたいと、実施の方向で検討しますが、ただ、これ、余り常時やっていると、もう忘れてしまうということと、こういうことはないと思っております。そういう不審者といひますか、何かある方たちがいたとすると、ああ、子どもが帰ってくるんだなということを知らせるようなことにもつながりかねませんので、効果的な方法ということで考えてやりたいということになります。

○8番

(柳生 仁) 以上で終わります。

○議長

これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

次に、6番 大原孝芳議員。

○6番

(大原 孝芳) 私は、災害弱者情報共有について質問をしたいと思います。

まず、最初に、きのうが、皆さん、いろいろ言っていますが、ちょうど3・11ということで、ちょうど2年前、私たちも議会中でしたが、大きな揺れを感じ、それから、きょうが、ちょうど、また、栄村の地震ということで、きのうは、報道等を見てみますと、本当に状況は大きくは変わっていないように感じました。また、本当に多くの方が、まだ避難生活を送られ、また、特に原発事故につきましても、東電の発表ですと、まだ40年間、廃炉するのにかかるという、とてつもない時間が、これから、まだ、かかっていくという、我が国のリーダーは、まだ、何十基もある原発を、まだ動かしていこうと、この国のリーダーは、こういった災害に何を学んでいくのかと、本当に非常に憤りを感じるようなきのう一日でございました。私は、一日も早く被災された皆さんが復興するとともに、また、私たちも、そんな状況を風化させないよう、飯館の村長さんの話を、最近、聞く機会がございましたが、ぜひ忘れないでほしいと、そんな言葉を声高々に申し上げておりました。

きょうの質問につきましても、弱者、つまり障害者であったり、また、高齢者であつ

たり、そういった方が東日本の災害の中で大きく取り残された、また、そういった個人情報保護法、そういった法律のもとに多くの方が、その法律、本来、守られなければいけない法律のもとに、その弊害があったんじゃないかというようなことが検証される状況が新聞等で報道されています。

そうした中、今回、中川村の各地区の防災計画の、各地区に回られて説明会がございました。ちょうどいいタイミングに行われていましたので、これから質問をしたいと思います。

まず、災害時の要援護者台帳登録希望調査表という物が各戸に配られました。それを見ますと、これを任意で印鑑を捺印されまして、つまり、これを了解した方だけが登録をされるという趣旨と理解しています。そして、その情報が、読みますと、民生児童委員、それから地区自主防災組織、それから社会福祉協議会、地区の役員、消防署、消防団、警察署に提供されるという、そういった趣旨の台帳をつくるという説明がありました。

これについて、まずお聞きしたいのは、これは、あくまでも任意ということでございますので、実際、村に該当者はどのくらいいらっしゃるか、当局では了解、認識していると思いますが、まず、どのくらいの数の皆さんがこれに捺印され登録されたかということ把握されているかどうかお聞きしたいと思います。

○総務課長

この今のお話にありました災害時要援護者台帳登録希望調査表兼申請書いうやつであります、これは、1月から2月の終わりにかけまして各地区に直接お話に行き、その中にも参加していただいたみなさんに、今回の1つとして、これを、まず、地区の皆さんの中で集めていただいて出していただきたいということでお願いをしたものでありまして、この人数につきましては、実は、3月の末までに提出をいただくという前提でやっているものですから、どういうもの、数は、ちょっとはっきりは申し上げられませんが、ただ、この中で説明をさせていただいたのが、それぞれの地区の一時避難場所に自分で歩いてでも行けるのが困難な方という前提でお話をさせていただきましたので、単純に、その高齢者でも、もう、みんな65歳以上は該当になるよというものでもないですし、若い方の中でも、例えば障害があったりしている方については、ちょっと困難があれば、そういう方も対象になるということと、地区に外国人やなんかの方がいて、よくわからない人がいたとしたら、そういう人も対象になるでしょうし、小さい子どもさんも対象になるという説明をさせていただきましたので、この数自体は、出てきて、これからだなあというふうに思っておりますので、数については、まだ把握はしておりません。

○6 番

(大原 孝芳) 今回、村が、こうした初めての試みだと思いますが、私の調べたレベルですと、災害時要援護者の避難支援ガイドラインというのが国から示されているようで、そういう中に、こういったことをしなさいと、そして、それに、実際に作成済みしている市町村は全国で64%ぐらいあると、そういった新聞報道がございました。これは、今回、村でこういったものを作成することに至った経緯というのは、例えば、このガイドラインに沿ってつくっていかうと、そこら辺は、どのような、この

経緯がございましたでしょうか。

○総務課長

要援護者の避難時のガイドラインってやつは、例えば、この中で示されているのは、私の認識ですと、まず、すみません、安否確認ですね、こういう皆さんの安否確認をいかにするかということと、どういうふうにして避難をして、避難をした場合に、その避難所でどのようにそういう皆さんをケアしながら暮らすかという、そのガイドラインだというふうに認識をしておりますので、このもとになるものという話で、今、取り組んでいるというふうに考えていただければいいと思います。

それで、地区の中でも説明をさせていただきましたけれども、これ、社会福祉協議会が中心になって、いざとなるときに頼りになるのは自主防災組織というふうには言っておりますけれども、その中でも特に隣組であろうということですから、まず、そういうところの、よく、このおばあさんと、このうちのおばさんは非常に仲がいいとか、よく見ているとか、そういう人間関係を使って、いざというときに、その細かいところでの助け合いになるような人間関係を、まず、明らかにしていくことによって災害時に役立てようというものでありまして、そのための、この材料にしたいという認識で取り組んでいるということでもあります。

○6 番

(大原 孝芳) 非常に、今までの、私たちも2年前の3・11以降、その防災について、いろんな質問をしてきました。それから2年、今回、たっているわけですが、非常に前に進んでいる取り組みだというふうに考えますし、また、何ていうんですかね、私、地区で毎年9月ごろ防災訓練等を行っていますが、住民の方も、それは、3・11のことを思い出せば、今まで以上に、非常に危機意識というのは持っているかと思います。

しかし、2、3日前の長野県の世論調査の報告というのがされましたが、当時60ポイントぐらい、60%ぐらいの方が非常に防災に対する意識が高かったそうですが、もう、以前に比べると、もう8ポイントぐらい下がっていると、52%ぐらいに、非常に、私たち人間ってというのは、1回、のど元過ぎれば本当に熱さを忘れてしまうような、そういうもんですから、ありそうなことなんです、非常に防災というものが、本当に忘れてしまって、また、ここ1日2日のテレビ報道を見ていけば非常に思い出しますが、また時間がたてば、また忘れてしまうと、そうした中で、今回の取り組みは非常にいいわけでございますが、私がちょっと心配しますのは、今回は、あくまでも自主的に登録をされていますので、したくない人、例えば登録したくない方は漏れていくと、それから、もう1つは、今、課長が言われましたように、当然、その地域のコミュニティーがしっかりしていれば、当然、お隣の介助とか、その、例えば支援、要介護者とかいらっしゃれば、当然、みんな助け合っていくのが我々にとっては当たり前前の道徳観でございますが、実態は、例えば、自助は自分で助かるんですが、共助っていう部分ですね、本当に、じゃあ、地域の皆さんが、そういった方々を、現実の災害のときに機能するかっていったことを考えたときに、私は、今の、中川村は、よそから来た方は、本当に隣近所の方とか仲がよかったり、本当にいい人柄だとは言われますが、非常に、私たちも育ったところ以上の、ころと比べれば、本当に問題にならない

いくらいコミュニティーっていうのは、私は落ちてきているような気がしています。そういう中で、実態と合った防災計画の中で、例えば、そういう方々が、その自主的に申告された方は、介護の関係の方とかできますけど、実際に訓練にも、そういう方は、当然、防災訓練なんかにも、今まで防災訓練に出たこともないし、それで、なかなか、その実態の訓練とかですね、その近所の人たちがお隣の人を助けていけばいいとか言っても、じゃあ実際に車いすはどういうふうにチャーターするとか、それは、公助っていうか、皆さん、いろんな公の方が助けていただくときにはできますが、実際に、その緊急時に、今のレベルではですね、対応できないんじゃないかって、そういうことを危惧するわけです。ですので、すぐ具体化するについては、防災訓練には、もう、そういった方もですね、例えば、9月のやるときには一緒に、情報を共有していただいた方については出ていただくとかですね、つい先だって、今回の議会で上程されましたが、それで、私は可決しましたが、その一括法の中での、地域に、介護施設の方々は、介護の事業者は、ちゃんとそういった方を守りなさいよっていう条例を、今回、中川村はつくりましたよね。ですから、そういう意味も含めて、やっぱり実態に即したことをやらないと、ただ、あす、災害が起きたときにですね、その今の、この前、説明していただいたようなレベルでは、私は、ちょっと対応できないんじゃないかっていうことをすごく感じました。ですので、まず、ちょっと前後しちゃいますが、まず、一番問題点は自主申告だけでいいのかっていうことが1つの問題です。それで、じゃあ、私は、中川村にそういう方がどのくらいいらっしゃるかわかりませんが、ある程度、法律をもって、全部、開示しなさいと、させてくださいと、それで、つまり、そういう中で情報を、調査表に書いてある方は共有してもいいんですけど、非常に漏れるっていうことが心配ではございますが、しかし、全部、強制的にでも一一強制的というか、保護法をクリアして、法律的にきちんと開示をさせると、そういった方向まで持っていけないと、なかなかクリアできないんじゃないかっていうことを考えています。2番目のほうにも、今、触れていますが、そういったことで、今、課長の言われた答弁は、始まったばかりで、今、何もつかめていないっていうような、数も掌握していませんし、当然、期限を切っておりますので、そういったことを考えているわけですが、そこら辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○総務課長

まず、自主申告でお願いをしております。今のところ。

今回、自主防災組織が非常に大事だということを言ったのはですね、実際の地震や大きな災害になったときに、災害対策本部の立ち上げが非常に遅かったり、実際に機能するっていうのが数日後でないと機能しないということがありますので、まずは、やっぱり自主防災組織で、そこそこで動いて、しのいでいただくっていうのが、まずは大事だという前提でお願いをしているわけでありまして。

非常時に助けを求める要援護者の方々が、すべて台帳登録を承諾した人というふうにはならないことは、もちろんであります。台帳登録を希望しない要援護者についても、これは社会福祉協議会やなんかに聞いたり、あるいは福祉のほうに聞けばですね、大体——大体というか、この方、こういう方もいるよということはわかりますから、

そのところで出てこない方がいましたら、やはり、そういう方については注意をして見ておくというのが1点であります。けども、自主防の組織には非常時の援護対象として見ていただきたいというお願いです。

地区に加盟していない方、村民、外国人の方もいるわけでありましてけれども、こういう皆さんについては、総務課の交通防災係から台帳登録の申請をしていただきたいということで事を分けた説明をして、同意していただける方は、こちらに提出をしていただきます。提出をしていただいた方は、地区には入っていませんが、その地区での助け合いマップの作成のときには、そのことも含めて検討をいただきたいと、いざとなったらどうするんだということを考えておいていただきたいというのがお願いであります。

それと、最後のほうでおっしゃられました自主的だよというふうに言っていましたけれども、私、申し上げましたけれども、個人情報保護条例、個人情報保護法というか、個人情報保護条例ですね、で、情報の開示については制限がされております。情報の開示や共有をすることは、それに同意をして情報提供してくれる人に限られてしまうというのは当たり前のことなんですけれども、ただ、災害時という非常時に、緊急時に、同意を得られないから要援護者の保護は自治体は知らないよということはいえませんが、これは義務としてやらなきゃいけないということがあります。そこでクリアしなきゃいけないことが2点ほどあるらしくて、まず、地区防災組織やなんかに災害時の要援護者の救助等の助成を義務づけるようなこと、それから、もう1点は、社会福祉協議会などの災害時の要援護者を避難施設等で適切に援護することを義務づけること、こういったようなことをですね、個人情報の目的外利用、自主防災組織、消防団、警察、民生委員などの第三者へ提供できるように、まず、しておくことが重要らしくて、そのためには、個人情報保護条例にありますところの第7条の第1項第1号なんですけれども、法令等に定めのあるときは、この限りではないよっていうのがありますが、こころ辺を使って条例できちんと整備をしておく必要がありますよというようなことを、実は、研修に行ったときにですね、弁護士さんが話されておりましたので、このことについては、先に2番のほうのお答えになっちゃいますけども、ネックになることは間違いありませんので、このことについては、今後、整備をしていく、条例等での整備をして、いざというときにも、そういう拒否者とは言いませんが、そういう方たちもきちんと保護をしていけるような根拠を持っておかないと、いろいろまずいことがあるよというお話は聞いております。

○6 番

(大原 孝芳) また、これも新聞報道で申しわけないんですけど、先ほど言いました2006年にできたガイドラインから、今回、また、ガイドラインの見直しということで、今、言ったような、そういったことを、要は、3・11のときに、2年前のあのときに、やっぱり、本当にそういうことがたくさんあったと、それで、例えば、避難しても情報がないために、例えば移動手段がない方が1年以上、つまり、できずにですね、介護で必要な移動ができなかったっていう、そういった、つまり、被災地の自治体が開示をしなかったために、民間団体が調査したら、そういう状況の避難者がいた

と、そういう、非常に、個人情報保護法というも、メリットとデメリットが本当に大きく出てしまったっていう、そういうデメリットがすごく大きく出てしまったっていう条例があったために、今回、国が動いていると思います。

それで、例えば、ちょっと私たちが言うことではないんですが、民生委員さんにも、今回の情報はですね、流れるっていうことで、今回の村の調査表にも書いているんですが、ちょっと、私も質問、越権なんでしょうが、民生委員さんなんかも、非常に、実態は、そういう開示情報がないために困っているっていうような、そういうような状況っていうのは、ちょっと担当部署のことがあるんですけど、そんなようなお話っていうのも出てきているんじゃないかと、ちょっと危惧するんですけど、いかがでしょうか。

○保健福祉課長 今おっしゃられるように、個人情報保護条例っていうものがありまして、そのすべてを開示しているわけではないので、民生委員さんも、多少、動きづらいという点もあります。

○6 番 (大原 孝芳) そういうことだと思います。ですので、今、1番2番、一緒に、ちょっといろいろ質問させていただいていますが、課長の答弁の中で、国は、そういったことを自治体にしていきましょうというガイドラインが、多分、これから出てくると思いますので、非常に、一番心配されるのが、その情報がいろんな分野に漏れるっていうことを、多分、だれしもが一番心配なところだと思いますが、しかし、本当に欲しい情報がないために弱者が救われないと、つまり、守ってもらえる、本来、守ってほしい、守ってくれると思った法律が、逆に、その人たちを苦しめてしまうような、そういう法律の取り扱いによってですね、なってしまうっていう現実があるという、あったという、そういうことがありますので、村としても、そういったことを、国のガイドラインの変更に伴っていくについて前向きに考えていくっていう、課長の、さっき、答弁でございますが、そういう認識でよろしいでしょうか。再度お願いいたします。

○総務課長 まず、個人の情報っていうのは、その個人そのものを形づくるといいますか、そういうもんなので、これは保護されなきゃいけないということが前提にあるかと思えますけれども、いろいろ申し上げたいんですけれども、要するに何が言いたいかといいますとですね、災害時という緊急時に自立して避難をして、避難所等でも自立生活を送ることが困難と考えられる方ですね、災害時の要援護者に限って、こういった混乱したような災害時に援護が受けられないことがないようにしたいということで、2点、そのためには、あらかじめ地区の防災組織や民生児童委員、それから消防団、警察などの安否確認に係る機関と情報を、まず、共有すること、それから、避難後の避難所等での生活を支援する社会福祉協議会ですとか、村も実際には看護師、保健師を派遣したりしますので、そういった行政などの避難後の支援に係る機関が、この台帳情報を活用して要援護者本人の生活が安定して送ることができるようにするというように、そのために個人情報の開示や利用の目的を限定をしなければいけないということで、平常時から災害時を想定してとはいえどもですね、今の個人情報の開示、それから活用を始めるということについてはですね、平常時、ちょっと、なかなか、

制限がかかっておりますので、ここら辺の整備は、ちょっと、したいと、する必要があるということも指摘もありますので、検討をするということでもあります。

○6 番 (大原 孝芳) すみません。再度、ちょっと確認したいんですが、年に1回行っている防災訓練がございますね、そのときに、例えば、今回、村でやった登録用のですね、そういった方にですね、実際に登録された方にですね、出ていただいて、例えば、私の地区で申しわけないんですが、例えば、火を、実際に消火栓で火を、消火器で火を消したりですね、AEDの訓練をやったり、ある程度、今までの、そういったものと違ってですね、実際に合ったですね、例えば、本当にそういう方を助け出すっていうね、だから、例えば、車いすを使って一緒にになって避難してみとかね、そういう、その実態に沿うような、そういう訓練っていうのは、これからできないんでしょうかね。それからまた、さっき言ったような村で条例をつくったときにですね、一緒に、その地区なんかも含めて、介護事業所の皆さんと一緒にね、例えば、やるとかですね、そういった、より現実に即した訓練っていうのをやっていくべきだと私は思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長 そのとおりだと思いますが、やるとなると、今から綿密な計画と地区のご協力、あるいは福祉施設等では、もう、これは日常的に、私の知る限りでは、麦の家ですとか、かぞくさんは、地区と協定をして、いざとなったら、こういうふうに避難をするから協力してほしいというようなことまで協定をしておられますので、そういった皆さんの参加と協力が得られるかどうかということも含めながら、実は、ことしは、中川村の段階で大規模集中訓練と言わせていただいたおりましたが、ことしは、北組、中組、下平ですか、が該当ですので、ちょっと、そこら辺も総代さんとも打ち合わせをしながら、できるのであれば、そういうことも取り組みをしてみるの、非常に効果的だと思いますし、できれば考えたいと思います。

○6 番 (大原 孝芳) やっていただけるっていうような方向なんですけど、やっぱり、私は、2年前から考えれば、すごく防災についても、ハザードマップもしっかりできていますし、すごく充実してきていると思います。一気に大きな成果を上げるっていうのはなかなか難しいわけでございますが、やっぱり、災害っていうのは、想定できないのが災害でございますので、地震の可能性が80%だとかって本当に報道されますが、私たちって本当に忘れてしまいます。したがって、やっぱり、1年に一遍ぐらいは、そういった1つの危機意識を劣化させないためにも、何か、やっぱり、今までの形骸化って言えば失礼でございますが、そういった訓練、より現実に即したことをやっていかないとですね、私たちは忘れてしまう動物でございますので、ぜひ、そういった防災計画、あるいは訓練を行っていくことが村民の命を守るということに直結すると思います。そんなことを期待して、私の質問を終わります。

○議長 これで大原孝芳議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

本日は、これをもって散会といたします。

ご苦労さまでした。

○事務局長

ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼)

[午後 4 時 1 5 分 散会]